平成 20 年度実施大学機関別認証評価評価報告書

東京海洋大学

平成21年3月

独立行政法人大学評価 · 学位授与機構

目 次

独立行	テ政法人 大	学評価	・学位	立授	与核	幾構	が	実施	Ēυ	<i>t</i> =:	大学	学機	関.	別訂	忍証	E評	価	に	つ(,\7		•	•	•	•	•	•	•	•	1
I ii	忍証評価約	課 •								•						•							•					•		5
Ⅱ 基	基準ごとの)評価														•							-							6
	基準 1	大学の	目的				•		•	•			•	•		•	•				•		•	•	•	•		•	•	6
	基準2	教育研	开究組 網	哉(実於	包体	制))	•	•			•	•		•	•				•		•	•	•	•		•	•	9
	基準3	教員及	なび教育	育支	援礼	旨				•			•								•				•					13
	基準4	学生の)受入																									•		16
	基準5	教育内	容及7	び方	法								•															•		19
	基準6	教育の	成果										•															•		30
	基準7	学生支	返援等							•																				33
	基準8	施設・	設備							•																				37
	基準 9	教育の)質の[句上	及で	が 改	善(のた	<u>-</u> め	の ⁻	シフ	マテ	٠																	40
	基準10	財務																												43
	基準11	管理運	営		•		•		•	•			•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•		45
<参	考> •																													51
i	現況及び	/特徴	(対象:	大学	から	5提	出	され	はた	自	己部	平価	書	かi	う 動	載	(53
ii	目的(対										-		_			•														54
iii	自己評価									_					ういら	転	載)												56

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学(短期大学を除く。)の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価(以下「大学機関別認証評価」という。)を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準(以下「大学評価基準」という。) に 基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

20年7月 書面調査の実施

財務専門部会(注1)の開催(書面調査の基本的な進め方の確認等)

8月 評価部会(注2)、財務専門部会の開催(書面調査による分析結果の整理、訪問調査 での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定)

運営小委員会(注3)の開催(各評価部会間の横断的な事項の調整)

10月~12月 訪問調査の実施(書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査)

12月 | 運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催(評価結果(原案)の作成)

21年1月 評価委員会(注4)の開催(評価結果(案)の取りまとめ) 評価結果(案)を対象大学に通知

3月 | 評価委員会の開催 (評価結果の確定)

- (注1) 財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会
- (注2) 評価部会・・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会
- (注3) 運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会
- (注4) 評価委員会・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員(平成21年3月現在)

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤 岩 英 夫 前群馬大学長

鮎 川 恭 三 前愛媛大学長

池 端 雪 浦 前東京外国語大学長

江 上 節 子 東日本旅客鉄道株式会社顧問

尾 池 和 夫 前京都大学総長

大塚雄作 京都大学教授

岡 本 靖 正 前東京学芸大学長

荻 上 紘 一 大学評価・学位授与機構教授

梶 谷 誠 電気通信大学長

金川克子 前石川県立看護大学長

北 原 保 雄 前筑波大学長

〇小 出 忠 孝 愛知学院大学長

河 野 通 方 大学評価·学位授与機構評価研究部長

児 玉 隆 夫 学校法人帝塚山学院学院長

後藤祥子 日本女子大学長

小 林 俊 一 秋田県立大学長

小 間 篤 科学技術振興機構研究主監

齋 藤 八重子 前東京都立九段高等学校長

佐 藤 東洋士 桜美林大学長

鈴 木 昭 憲 前秋田県立大学長

永 井 多惠子 前日本放送協会副会長

パンス ユーケン・マルクス 学校法人南山学園理事長

平 野 眞 一 名古屋大学総長

福 田 康一郎 医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長

森 本 尚 武 前信州大学長

山 内 芳 文 大学評価・学位授与機構教授

◎吉 川 弘 之 産業技術総合研究所理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫 前群馬大学長

鮎 川 恭 三 前愛媛大学長

◎荻 上 紘 一 大学評価・学位授与機構教授

金川克子 前石川県立看護大学長

児 玉 隆 夫 学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長 小 間 第 科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

◎鮎 川 恭 三 前愛媛大学長

井 上 欣 三 神戸大学教授

荻 上 紘 一 大学評価・学位授与機構教授

小 林 迪 弘 名古屋大学教授

髙 橋 正 征 東京大学名誉教授、高知大学名誉教授

土 屋 俊 千葉大学教授

利 島 保 県立広島大学理事、広島大学名誉教授

〇平 山 健 一 JSTイノベーションサテライト岩手館長、前岩手大学長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫 前群馬大学長

清 水 秀 雄 公認会計士、税理士

○佐 藤 東洋士 桜美林大学長

◎和 田 義 博 公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1)「I 認証評価結果」

「I 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2)「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3)「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成20年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト(http://www.niad.ac.jp/)への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

東京海洋大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学則第1条に定められた目的は、"海洋国日本における唯一の海洋に関わる専門大学" を標榜する国立大学としての当該大学の理念と、教育の目標を具体的、かつ、明確に表現している。
- 我が国の海洋に関する教育研究拠点として、総合的、学際的かつ先端的な教育研究指導を行い得る海 洋科学技術研究科を設置し、時代や社会の変化に機動的に対応できる体制をとっている。
- 水産専攻科、乗船実習科を設置し重要な社会的役割の1つである船舶職員の養成を行っている。
- 大学での教育研究の基礎である文章作成、口頭表現にかかわる日本語能力を高めるための「日本語表現法」を基礎教育科目として全学で実施している。
- 平成16年度に「食品流通の安全管理教育プログラムの開発」が文部科学省現代GPに採択され、教育 方法に多くの影響を与えるともに、成果を発展・充実すべく、食品流通安全管理専攻が設置されている。
- 平成17年度に「海事英語学習・評価プログラムの開発」、平成19年度に「水圏環境リテラシー教育推進プログラム」が、文部科学省現代GPに採択され、海運界への優秀な人材の提供、世界の船舶職員養成機関への貢献や水圏環境を総合的に理解し、その教育を推進できる人材の養成を推進している。
- 平成 18 年度文部科学省「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に「海洋観測・生物資源調査の実践教育強化」が採択され、乗船技術者・研究者養成の多彩な計画を進めている。
- 平成19年度文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に「研究・実務融合による食の高度職業人 養成」が採択され、社会のニーズに応え得る高度専門職業人の育成を目指している。
- 当該大学の母体となった東京商船大学、東京水産大学はともに、100 年以上の長きにわたって専門単科大学として蔵書を蓄積してきた。その成果として、本館・分館とも専門資料に関する充実度が高く、有効に活用されている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

○ 教養・基礎教育は、多くの科目が、学部ごとに実施され、教育内容・方法等に関して、学部を越えた 担当者間での、大学の目的に照らした検討が十分ではない。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 目的は、構成員に周知され、社会にも公表されているが、当該大学が、"海洋国日本における唯一の海 洋に関わる専門大学"を標榜する国立大学として、教育研究を実践し、学生が学習を進めるに当たって は、目的の深い理解を構成員に促し、また、社会から理解を得るための一層の努力が期待される。
- 海洋科学技術研究科の目的をより深く達成するために、平成 19 年度に食品流通安全管理専攻、平成 20 年度に海洋管理政策学専攻を発足させているが、我が国の海事・海洋に関する人材育成の教育研究拠点として一層の充実が期待される。
- 大学院教育に関連して進めているプログラムを基に、職業分野における期待にこたえるものとして整備されている専攻を横断した7つのコースが、海洋系総合大学としての今後の大学院教育の更なる充実につながることが期待される。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的(教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

学則第1条において、大学の目的として、「東京海洋大学は、海洋の活用・保全にかかる科学技術の向上に資するため、海洋を巡る理学的・工学的・農学的・社会科学的・人文科学的諸科学を教授し、これらに係わる諸技術の開発に必要な基礎的・応用的教育研究を行うとともに、もって次の能力・素養を有する人材を養成することを目的とする。

- 一 海洋に対する科学的認識を深化させ、自然環境の望ましい活用方策を提示し、実践する能力
- 二 論理的思考能力、適切な判断力、社会に対する責任感をもって行動する能力
- 三 現代社会の大局化した諸課題について理解・認識し、対応できる実践的指導力
- 四 豊かな人間性、幅広い教養、深い専門的知識・技術による課題探求、問題解決能力
- 五 国際交流の基盤となる幅広い視野・能力と文化的素養」

と掲げている。この目的は、長い歴史と伝統を持つ東京水産大学と東京商船大学を統合して設置された 当該大学の理念とともに、教育の目標を養成しようとする人材像として具体的に明らかにしている。この 内容は、当該大学が、"海洋国日本における唯一の海洋に関わる専門大学"を標榜する国立大学として、「海 から世界に羽ばたこう」としていることを明確に表現している。

この目的に基づいて、大学院学則において、大学院の目的を示すとともに、博士前期課程及び博士後期 課程それぞれに分けて、目的とその養成する人材像を明らかにしている。また、学部、学科及び大学院海 洋科学技術研究科それぞれについて、教育研究上の目的に関する規則を定め、各学科、各専攻の目的を明 らかにしている。

これらを基に、大学の中期目標として、基本的な目標、教育に関する目標を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

1-1-2 目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

学則第1条の内容は、学校教育法第83条第1項に規定された「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院学則第1条において、「東京海洋大学大学院は、海洋に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めており、規則で定めた各専攻の目的も併せ勘案するとき、学校教育法第99条第1項に規定された「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする。」とした大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-(1) 目的が、大学の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

学則第1条の目的に沿い、その前段を大学の理念、後段を教育の目標と定め、中期目標とともにウェブサイトに掲載することによって全教職員及び全学生に公表している。これに加えて、当該大学の理念と教育の目標を掲載した大学概要を全教職員に、学生生活ガイドを入学生に、大学院の目的を記載した大学院履修要覧を大学院入学生に配付することによって、周知を図っている。

学生には、学年始めのガイダンスにより、大学の理念、教育の目標を周知している。また、平成 18 年度に実施した体験航海を含む事務系初任職員研修において、総務部長により大学の目的、大学の理念、教育の目標の解説を含む講義を実施している。

ただ、長い歴史と伝統を持つ東京水産大学と東京商船大学を統合して設置された当該大学が、"海洋国日本における唯一の海洋に関わる専門大学"を標榜する国立大学として、教育研究を実践し、学生が学習を進めるに当たっては、目的の深い理解を構成員に促すための一層の努力が期待される。

これらのことから、目的の深い理解を構成員に促すための一層の努力が必要であると判断する。

1-2-2 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の理念、教育の目標、中期目標は、ウェブサイトに掲載することにより、社会に対して公表している。また、大学の理念及び教育の目標が記載された大学概要や大学ガイドブック (入学案内) を高等学校 や産業界へ配布するとともに、教職員等による高等学校訪問時やオープンキャンパス、企業説明会においても配布することによって広く周知を図っている。

なお、大学の理念及び教育の目標を掲載したウェブサイトへのアクセス件数は年間約1,800万件、大学 概要配布数は約5千部、大学ガイドブック(入学案内)配布数は約2万部となっている。また、平成19年度に企業説明会を122回、教職員等による高等学校訪問を281件実施し、説明会会場及び訪問先で大学 概要及び大学ガイドブック(入学案内)を配布している。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 学則第1条に定められた目的は、"海洋国日本における唯一の海洋に関わる専門大学"を標榜する 国立大学としての当該大学の理念と、教育の目標を具体的、かつ、明確に表現している。

【更なる向上が期待される点】

○ 目的は、構成員に周知され、社会にも公表されているが、当該大学が、"海洋国日本における唯一の海洋に関わる専門大学"を標榜する国立大学として、教育研究を実践し、学生が学習を進めるに当たっては、目的の深い理解を構成員に促し、また、社会から理解を得るための一層の努力が期待される。

基準2 教育研究組織(実施体制)

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成(学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制)が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

2-1-① 学部及びその学科の構成(学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、学士課程 における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学では、「海洋、湖沼、河川に生息する多種多様な生物と人間との共存、地球環境、食糧等の問題に関心を持ち、これらに係る諸課題を追求し、解決するための行動力を持つ人材としての専門職業人を養成するとともに、これらの諸課題に関わる基礎から応用に至るまでの研究を行うことにより、人類・社会の発展に貢献すること」を目的とした海洋科学部、及び「海、船、物流等の問題に関心を持ち、これらに係る諸課題の理解と解決に必要な高度な技術を身に付け、国際的にも活躍できる人材としての専門職業人を養成するとともに、これらの諸課題に関わる基礎から応用に至るまでの研究を行うことにより、人類・社会の発展に貢献すること」を目的とした海洋工学部の2学部を置いている。

この各学部の教育目的に沿って、海洋科学部は、海洋環境学科、海洋生物資源学科、食品生産科学科及 び海洋政策文化学科の4学科、海洋工学部は、海事システム工学科、海洋電子機械工学科及び流通情報工 学科の3学科を設置している。

なお、海洋科学部には、水産・海洋系の高等学校教員を養成する課程として、水産教員養成課程があり、 この課程の学生は上記学科に所属することとなっている。

これらのことから、上記の学部の目的、学部及び学科の構成は、大学の目的に適合しており、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-2 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養・基礎教育、学部専門教育の教育内容・方法等を全学的に、安定的に実施運営し、継続的に点検するため、教養・基礎教育全般にわたり責任と権限を持つ委員会として副学長(教育・厚生補導担当)を長とする全学教育委員会を設置している。

全学的な教養・基礎教育のカリキュラム管理や教育内容・方法等の開発・改善は、全学教育委員会を中心に推進する体制になっている。また、全学的に教養教育を担うとの視点から、全学教育委員会の下に、学部教務委員会及び学部教養・基礎教育委員会を設置し、各学部の教員組織を活用した方式で、その実施・運営の全般にわたる活動を行っている。

ただ、現在の段階では、教養・基礎教育は、多くの科目が、類似の内容のものでも、学部ごとに実施されている。これらの科目を始め、教養・基礎教育全般にわたる教育内容・方法等に関して、学部を越えた担当者間での、大学の目的に照らした検討が十分ではない点が見受けられ、これは改善すべき課題である。

なお、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)委員会及び大学評価委員会と連携 し、教育内容・方法等を継続的に点検し、カリキュラム等の改善を行っている。

これらのことから、課題はあるものの、教養教育の体制が整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成(研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成)が、大学 院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院としては、我が国の海洋に関する教育研究拠点として、学士課程における海洋科学部、海洋工学部両学部のそれぞれの専門領域を深化させるとともに、相互に関連する学際領域について新たな展開を図り、時代や社会の変化に機動的に対応でき、総合的、学際的かつ先端的な教育研究指導を行い得る、単一の海洋科学技術研究科を設置している。このような目的をより深く達成するために、文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」の取組等を発展させ、平成19年度に食品流通安全管理専攻、平成20年度に海洋管理政策学専攻を発足させているが、我が国の海事・海洋に関する人材教育の教育研究拠点として一層の充実が期待される。

当該研究科は区分制博士課程とし、博士前期課程については、海洋生命科学、食機能保全科学、海洋環境保全学、海洋管理政策学、海洋システム工学、海運ロジスティクス、食品流通安全管理の7専攻で構成し、学部の専門基礎教育に立脚した高度専門職業人の養成を行っている。博士後期課程については、応用生命科学、応用環境システム学の2専攻で構成し、先端領域を切り拓く自立した高度専門職業人と研究者の養成を行っている。

なお、各専攻が対象としている学問分野に深く関わる外部機関である独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人電子航法研究所との間で連携大学院に関する協定を結んで教育研究の一層の充実と学生の資質向上を図っている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成は、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-4 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

海洋科学部では、学部卒業後、修業年限1年の水産専攻科を設けている。

水産専攻科は船舶職員養成を目的としており、海洋・水産分野における船舶の運航に関する高度な知識と技術を持った技術者の養成を目的とし、学部附属練習船「海鷹丸」による船舶実習を主体とするものである。

また、水産専攻科は、平成 17 年度の鹿児島大学水産学部及び長崎大学水産学部の専攻科廃止に伴い、 平成 13 年度に両大学と協定し、専攻科進学希望者の受皿として両大学の学生を受け入れている。学生の受 入状況は、平成 19 年度で、鹿児島大学 8 人、長崎大学 6 人である。

このほか、海洋工学部では、学部卒業生を対象として、大型船の船舶職員として必要な知識・技術の修 得を目的とする、修業年限6月の乗船実習科を設け、独立行政法人航海訓練所に実習を委託している。

船舶職員の養成は、当該大学がその目的の下で果たすべき重要な社会的役割の1つであり、専攻科等の 構成はその役割を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

先端科学技術研究等を行う学内教育研究施設と位置付けられた先端科学技術研究センター、産学連携協

力事業を実施する学内共同教育研究施設である社会連携推進共同研究センター、総合的に海洋科学、海洋 工学全般の実践的教育並びに研究の向上に資することを目的とした水圏科学フィールド教育研究センター、 情報基盤の構築及び管理運用を行う情報処理センター、各種計測・分析機器等を集中管理し、学内における教育研究の共同利用に供する共同利用機器センターが設置されている。さらに、各学部に附属する乗船 実習及び漁業実習、実験実習等を目的とする練習船、また、海洋工学部には、練習船等を適切に管理し、 教育及び研究等に供する船舶実験実習センターを有している。

これらの各センター等の規則で定められた設置目的から見るとき、全学的なセンター等の構成は目的を 達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育研究活動に係る重要事項を審議するため、大学全体としては教育研究評議会を、各学部においては 教授会を、大学院においては教授会及び代議員会を設置している。大学全体の教育研究活動に係る重要事項は、月1回開催される教育研究評議会における審議を経て、役員会で決定している。各学部では月1回の教授会が開催され、各学部の教授会規則に定める事項を審議している。また、大学院においても、月1回の教授会又は代議員会が開催され、教授会規則及び代議員会規則に定める事項を審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っていると判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

学部及び大学院の全学的な教育活動に関する基本方針等の事項を審議する機関として、副学長(教育・厚生補導担当)の下、全学教育委員会を設置している。

全学教育委員会の方針に基づき、学部においては、教務委員会及び教養・基礎教育委員会を、月1回程 度開催し、カリキュラムの企画・立案、教育内容、教育方針等について検討を行っている。大学院におい ては、大学院教務委員会を月1回程度開催し、カリキュラムの企画・立案、教育内容、教育方針等につい て検討を行っている。

各委員会の規則からみて、それらの構成は、その任務に応じた適切なものである。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 我が国の海洋に関する教育研究拠点として、総合的、学際的かつ先端的な教育研究指導を行い得る 海洋科学技術研究科を設置し、時代や社会の変化に機動的に対応できる体制をとっている。
- 水産専攻科、乗船実習科を設置し重要な社会的役割の1つである船舶職員の養成を行っている。

【改善を要する点】

○ 教養・基礎教育は、多くの科目が、学部ごとに実施され、教育内容・方法等に関して、学部を越え た担当者間での、大学の目的に照らした検討が十分ではない。

【更なる向上が期待される点】

○ 海洋科学技術研究科の目的をより深く達成するために、平成19年度に食品流通安全管理専攻、平成20年度に海洋管理政策学専攻を発足させているが、我が国の海事・海洋に関する人材育成の教育研究拠点として一層の充実が期待される。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

教員組織の編制は、大講座制を基本としている。

全学の人事に関する基本方針を検討する組織としては、相互の連携体制と責任体制を確保できる構成員からなる全学人事委員会を設置している。全学人事委員会において平成17年に、人員管理計画として「効率化係数1%対応及び学長裁量定員対応人員管理計画(教員分)」を策定しており、その内容の「I基本的な考え方」が、現段階の当該大学の教員組織編制のための基本的方針と解される。

この方針に基づき、教員の選考方針及び採用計画を策定している。各教員は上記方針に沿って採用・配置され、教員組織を編制している。

平成16年度から学長裁量定員制度を導入しており、全学から10人の教員枠を学長裁量定員として確保し、大学の発展の方向性を定めるようなプロジェクト方式の研究等、新しい取組を行うに当たり人的資源を効率的再配分、活用を行っている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

教員数は、常勤 255 人 (平成 20 年 5 月現在) と非常勤 144 人 (平成 20 年 5 月現在) であり、常勤は、 教授 105 人、准教授 87 人、講師 3 人、助教 41 人及び助手 19 人から構成されている。

収容定員ベースでの専任教員1人当たりの学生数は、海洋科学部で7.5人、海洋工学部で9.1人、海洋科学技術研究科博士前期課程で1.6人、博士後期課程で0.7人となっており、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されている。

また、任用計画を策定し、必要に応じて、非常勤講師を採用しているが、主要授業科目はほとんど専任 教員が担当している。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-3 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

・ 海洋科学部:146人(うち教授56人)

・ 海洋工学部:77人(うち教授42人)

総計、専任教員は223人である。これらの専任教員が収容定員1,800人の学生の教育を担当している。 この教員数については、大学設置基準に定める専任教員数を確保している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。「博士前期課程」

- · 海洋科学技術研究科:研究指導教員 189 人(うち教授 107 人)、研究指導補助教員 36 人 [博士後期課程]
- ・ 海洋科学技術研究科:研究指導教員140人(うち教授101人)、研究指導補助教員20人 この研究指導教員及び研究指導補助教員については、大学院設置基準に定める教員数を確保している。 これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置(例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。)が講じられているか。

大学における教員採用に当たっては、公募制を原則としている。各教員の具体的な選考については教育研究評議会からの委任を受けた各部局の教授会及び運営委員会等において、国籍、年齢、性別にとらわれることなく、教育研究上の指導能力の評価を行った上で、適切に教員選考及び資格審査を行っている。なお、年齢構成は25歳から34歳が21人、35歳から44歳が63人、45歳から54歳が91人、55歳から64歳が79人、65歳以上が1人となっている。また、外国人教員数は6人、女性教員数は27人である。

任期制については、「大学の教員等の任期に関する法律」を受け、「国立大学法人東京海洋大学における 教員の任期に関する規則」を定め、社会連携推進共同研究センター、先端科学技術研究センター及び海洋 科学技術研究科食品流通安全管理専攻の教員について、任期を付して採用している。なお、任期制教員数 は10人である。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための措置は講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用や昇格等に関する選考基準は「東京海洋大学教員選考基準」として明確かつ適切に定められている。具体的な選考については、教育研究評議会からの委任を受けて、各部局の教授会及び運営委員会等において、各学部の教員選考規則、大学院海洋科学技術研究科教員選考規則に基づいて、学士課程においては、学部の教員としての指導資格等を考慮し、学位、著書・論文等、資格、社会における業績等の内容を基にして教員選考及び資格審査を行い、大学院課程における教育研究上の指導能力については、採用

又は選考時に専門分野及び研究指導、研究指導補助等指導区分に応じた審査基準を設けて評価している。 これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

授業や卒業論文の指導等の実績、学生による授業評価に基づく具体の授業改善例、発表論文、各省庁の委員会等、学外の活動等を入力する教員の個人活動評価データベースシステムを構築し、部局が定めた実施要領に基づき教員の個人活動評価を隔年度ごとに実施し、教員の自己点検と学部・研究科等の活性化につなげる評価を行っている。特に教員の教育活動に関しては、改善に向けた取組等、質の改善に関わるデータも用いて評価を行っている。また評価結果については、学部長、学科長等の評価委員により各教員にフィードバックされている。学生による授業評価の結果も、平均値を含めて各教員にフィードバックしている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に 対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

当該大学のウェブサイトの研究者情報の資料から、教員には、学科、研究科の授業を始めとする教育内容と関連した論文、著書等が見られ、教育内容と研究活動に強い相関があることが見て取れる。また、各学部・研究科における採用・昇任の際、選考資料から見て、教育内容と研究活動との関連性を検証している。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育支援のために事務職員を総務・財務・学務の部門、学部又は地区事務室、附属図書館等にそれぞれの事務分掌を明確にして配置している。さらに、技術職員を海洋工学部海事システム工学科及び海洋電子機械工学科、各練習船、学内共同教育研究施設の水圏科学フィールド教育研究センター、情報処理センター、海洋科学部の水産資料館、放射性同位元素利用施設、清水臨海実験実習所に配置している。

また、実験準備、指導等教育補助のため「東京海洋大学ティーチング・アシスタント実施要項」を定め、 教育補助者としてTAの活用を図っている。平成19年度には、大学院課程学生の約36%に当たる241人 が採用されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) が明確に定められ、公表、周知されているか。

学部では、大学の理念及び教育の目標に沿い「海洋とその利用および地球環境問題に興味と関心を持ち、 自ら問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生を求める。」ことをアドミッション・ポリシーとし、 大学のウェブサイト、入学者選抜要項、学生募集要項に掲載し、オープンキャンパスや高等学校訪問で説明活動を行っている。

大学院では、海洋科学技術研究科の教育研究上の目的を踏まえて、それぞれの専攻の特色に沿ったアドミッション・ポリシーを定め、大学院のウェブサイト、大学院リーフレット、学生募集要項に掲載し、他大学や関連企業等への資料送付を行っている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に 機能しているか。

学部の入学者選抜は、大学で定めたアドミッション・ポリシーで明記している学生像に沿った学生を選抜するため、一般選抜(前期日程・後期日程)、AO入試、推薦入学特別選抜、帰国子女特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜と多様な選抜方法を実施している。学部の一般選抜においては幅広い学力を評価し、AO入試や特別選抜では、推薦書や調査書を基に小論文や面接において、基礎知識と創造性、表現力、行動力を評価して、アドミッション・ポリシーに沿う学生を受け入れている。

大学院では、各専攻のアドミッション・ポリシーに基づいて、推薦による選抜(平成19年度まで実施)、一般選抜、外国人留学生特別選抜、社会人特別選抜を実施している。特に、食品流通安全管理専攻における社会人特別選抜では、選抜方法を一般の社会人向けと企業等からの推薦者向けとし、幅広い人材の受入と専門性の高い人材の受入の2種類を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

4-2-3 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部の入学者選抜は、全学入学試験委員会の下に、海洋科学部に海洋科学部入学試験委員会、海洋科学部AO入試実施委員会、海洋工学部に海洋工学部入学試験委員会を置き、それぞれ各学部長及び各入学試験委員長の下で、入学者選抜・学生募集・入学試験問題・入学試験の実施・入学者選考を実施し、またその他入学試験に関し必要な事項を所掌している。「学生募集要項」・「入学試験実施要領・試験監督要領」の決定、「合否判定」等の案件は、いずれも各委員会の議を経て各学科長会議、各教授会等に諮り決定している。

大学院の入学者選抜に関して、研究科長を委員長とした大学院入学試験委員会を組織し、専攻間の連絡 調整や一般選抜・外国人留学生特別選抜・社会人特別選抜の学生募集要項の作成及び入学試験実施要領の 作成並びに合格者の審議を行っている。合否判定は、大学院入学試験委員会及び教授会に諮り行われてい る。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

学部では、海洋科学部に海洋科学部入学者選抜方法研究委員会、海洋工学部に海洋工学部入学者選抜方法研究委員会を置き、それぞれ各委員長に各学部長を充て、入学者選抜の改善と調査研究に関する事項を所掌している。両学部の入学者選抜方法研究委員会では、平成19年度入学者データを利用し新配点等によるシミュレーションを行い、平成21年度入学試験からは「海洋科学部海洋生物資源学科で大学入試センター試験と個別学力検査の配点」及び「海洋工学部流通情報工学科で大学入試センター試験と個別学力検査の配点」及び「海洋工学部流通情報工学科で大学入試センター試験と個別学力検査の配点及び募集人員」の変更を行うこととしている。

大学院では、大学院入学試験委員会の下に大学院入学者選抜方法研究小委員会を設置し、選抜状況の報告及び調査研究を行うとともに、入学者選抜に関する検討を行い、外国語試験の免除基準の変更や推薦選抜を廃止した新たな選抜方法を平成19年度から導入している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、 これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 16~20 年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。

〔学士課程〕

海洋科学部:1.10倍海洋工学部:1.08倍

〔博士前期課程〕

· 海洋科学技術研究科: 1.19 倍

〔博士後期課程〕

• 海洋科学技術研究科:1.04倍

[専攻科]

· 水産専攻科: 0.70 倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学 位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学 位名において適切であること。
- 5−5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学 位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。

教育課程は、大学の理念及び教育の目標を達成するために、学則第 31 条の規定による海洋科学部、海洋工学部の履修規則により、総合科目、基礎教育科目、専門科目で編成している。総合科目は、国際交流の基礎となる幅広い視野・能力と文化的素養と豊かな人間性、幅広い教養の養成を目指したものであり、基礎教育科目は、論理的思考能力、適切な判断力、社会に対する責任感をもって行動する能力の養成を目指したものである。専門科目はこれらの能力を背景に、海洋に対する科学的認識を深化させ、自然環境の望ましい活用方策を提示し、実践する能力や、深い専門的知識・技術による課題探求、問題解決能力を身に付けるためのものである。総合科目と基礎教育科目を教養教育として行っている。教養教育のうち、海洋に関する科学的認識を深化させるための導入教育は、全学共通科目として両学部同一内容で講義を行っている。

専門科目は、専門基礎、専門、卒業論文という有機的なつながりを持った段階的な教育課程を編成している。

専門科目は、総合科目及び基礎教育科目との有機的連携を図るため、いわゆる「くさび型」の考えを具体化したカリキュラムとなっており、基礎的な科目から発展的な科目へと段階的・体系的に学習すること

ができるように科目を配置するとともに、学部、学科の特色を活かしながら、学士課程教育の体系を確保 した学士課程一貫教育としての教育課程編成となっている。

卒業要件とされる総合科目及び基礎教育科目の合計 56 単位中、22 又は29 単位が必修となっている。海洋科学部 124 単位、海洋工学部 130 単位の卒業要件の単位数に占めるこれらの科目の割合は、海洋科学部が約 45%、海洋工学部が約 43%となっている。また、専門科目においては、海洋科学部で約 13~20%、海洋工学部で約 54~69%が必修となっている。

ほかに、両学部の教職希望学生のために教職科目を、また、学芸員等の資格取得のための科目も開講している。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養教育は、以下のような授業内容となっている。海洋に親しみ、海洋を体験的に理解させると同時に、海洋に関する幅広い知識・関心を育む導入科目として、フレッシュマンセミナーのほか、「船の科学」「海の科学」「海と生命」「海と文化」を、全学共通の総合科目として実施している。また、グローバルな視点から人間・社会・自然に関わる諸問題を創造的に探求できる能力を養成する内容の科目、及び、世界の多様な文化に関心を持ち、人類の共生を志向することのできる国際的なセンスとコミュニケーション能力を高める内容を持つ科目として、文化学系、哲学・科学論系、社会科学系の総合科目と自然科学系基礎教育科目及び外国語系の科目を実施している。さらに、情報化社会にふさわしい基本的な情報リテラシーの能力を養成するための「情報リテラシー」、大学での教育研究の基礎である文章作成、口頭表現にかかわる日本語能力を高めるための「日本語表現法」を基礎教育科目として全学で実施している。特に、「日本語表現法」では独自の教科書を作成して教育効果を高めている。また、学生の心身の健康に関する総合科目として健康スポーツ系の科目を実施している。

専門科目は、大学の目的である海洋資源の確保、海上輸送技術の高度化、環境保全、海洋政策等に関する教育を行うため、各学部、学科の教育目的に応じた能力を養成するための授業科目を開講している。

海洋科学部の海洋環境学科、海洋生物資源学科、食品生産科学科では、海洋環境の保全・修復、食料の安定的確保と海洋生物資源の合理的な開発・管理、海洋食資源(食品)の安全性確保と開発・利用に関わる諸問題の理解と解決に必要な学力・技術等を修得させるための専門科目を開講し、海洋政策文化学科では、経済的視点とともに人間文化的視点にも立脚した共生的な海洋利用・管理のあり方に関わる諸問題について、政策提言と実践を行うことができる学力・技術などを修得させるための専門科目を開講し、さらに同学部では、社会のニーズに対応した取組として「食品衛生コース」、「養殖安全マネージメントコース」及び「海洋観測士ベーシックコース」を開設している。

海洋工学部においては、海上輸送技術の高度化と環境保全に対応し、これらの諸問題の理解と解決に必要な高度な技術を身に付け、国際的にも活躍できる専門職業人を養成するため、海事システム工学科では、船舶運航技術や船と陸のシステムを結ぶための情報通信技術と、これら海事システムの管理に関わる専門科目を開講し、海洋電子機械工学科では船舶の動力機関や船舶・海洋関連の設備・機器システムの運用、保守管理及びそれらの機器の開発、設計、製造に関わる専門科目を開講し、流通情報工学科では海上輸送の高度化に対応し、陸上物流も含む総合流通の観点から一元的に捉えるため、物流及びこれらに関わる情報流、商流に関わる専門科目を開講している。さらに同学部では、寄附講義「海運実務論」を開講し、社会のニーズを取り入れた教育の充実に努めている。

また、練習船を利用する等、実験・実習・演習を多く取り入れ、専門性を身に付けるための特徴ある科

目を開講している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-3 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

海洋関連産業界と関わりが深い当該大学は、導入科目において学外者による講義を設けるなど、社会の動きを授業に反映させる工夫をしている。また、教員1人当たりの発表論文数から見て、教員の研究活動は活発であり、共同研究等の実績を見るとき、これらが学外の研究需要の変化に対応する実質的な研修の役割を果たし教育内容に反映していると考えられる。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携等が考えられる。)に配慮しているか。

学則において、他大学等の授業科目については 60 単位を上限に単位認定することができることとなっている。当該大学の他学部・他学科等の開講科目の履修については、両学部履修規則により履修が認められており、海洋科学部では、他学部・他学科等の開講科目 6 単位の履修を必修としている。放送大学との間では単位互換に関する協定を締結しており、放送大学の科目についても単位認定を実施している。外国の大学とも、大学あるいは学部間で学生交流協定を締結して交換留学による単位互換を行っている。

高い職業意識、教育目標である責任感・実践する能力・自発性等を育成するために、インターンシップ として、夏季休業期間中に2週間程度、企業等に派遣し実務研修を実施している。

編入学者への配慮として、既修得単位の利用を可能にする履修基準を整備しているほか、AO入試による入学者への配慮として、入学前にオリエンテーションを実施し、修学上必要な学力を補う補習教育等の配慮を行っている。

海洋科学部では、社会のニーズに対応した取組として「食品衛生コース」、「養殖安全マネージメントコース」及び「海洋観測士ベーシックコース」を開設して、願い出により又は最終試験合格後にコースの修了証を授与している。

社会的要請の強い政策課題に対応して以下の取組を行っている。

平成 16 年度には、食品流通の総合的安全管理システムに係わる技術者養成のための「食品流通の安全管理教育プログラムの開発」が文部科学省現代GPに採択されている。このプログラムで成果を上げたケース・メソッド方式を取り入れた討論型授業は、いくつかの授業に取り入れられているほか、プログラム終了後も引き続き学部から博士前期課程を通しての専門的技術者教育を行っており、この成果をさらに発展・充実するために大学院に食品流通安全管理専攻が平成 19 年度から設置されている。

平成17年度には、海運界への優秀な人材の提供、世界の船舶職員養成機関への貢献を目標に、「海事英語学習・評価プログラムの開発ー海事・海洋英語教育の世界的拠点を目指して一」が文部科学省現代GPに採択され、平成20年3月に成果報告書を作成している。この成果として、海事・海洋英語データベースの作成、海事英語検定試験(TOMEC: (Test of Maritime English Competence))の開発、実践的海事英語学習カリキュラムの確立がある。

平成 19 年度には、水圏環境を総合的に理解し、その教育を推進できる人材の養成を目指した「水圏環

境リテラシー教育推進プログラム」が、文部科学省現代GPに採択され、「水圏環境リテラシー学」、「水圏環境コミュニケーション学」等4科目を開設するなど目標へ向けて実践を進めている。

これらは、関連学部・学科のカリキュラム補強と再編にも反映されている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位制度を実質化するため、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を定めたCAP制度を導入し、それぞれの学部の履修規則に明示し、学習すべき授業科目の精選による十分な授業時間外学習時間の確保によって授業内容の深い理解を図っている。各年次にわたって適切な履修を促すため、単位制度及びCAP制度の趣旨について、学生に配付する履修ガイド、履修案内、講義要目及びシラバスに掲載し、周知するとともに、新入生オリエンテーションにおいて説明している。

また、授業内容の理解や学習意欲を喚起するためレポートを課し、授業時間外の自主的な学習を促して おり、学生の自主学習環境整備への配慮としては、授業時間外に自由に学習できるように教室や情報処理 センター及び附属図書館の自習室を開放している。

さらに、海洋工学部では、平成 16 年度入学生から「海洋工学部成績評点システムに関する申合わせ」を制定しGPA (Grade Point Average)を導入しており、平成20年度からは海洋工学部を主体として、GPA制度を利用した新しい学習指導システムの開発を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程(夜間学部や昼夜開講制(夜間主コース))を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

教養教育においても、専門教育においても、教育分野の特性と授業目的に適合した授業形態がとられて おり、教育課程全体で講義・演習・実験・実習等の授業形態のバランスのとれた構成となっている。

導入教育の「フレッシュマンセミナー」において、海洋科学部では、練習船での船上生活体験をするクルージング及び各フィールドステーションで行う「臨海実習」等のフィールド型授業を取り入れ、海洋工学部では、海洋に関することだけではなく幅広い知識・関心に重点を置いた各担当教員のテーマ別による少人数ゼミナール形式を取り入れているなど、学習指導を工夫し、ゼミナールや卒業論文の指導では少人数を徹底している。外国語教育でも視聴覚機器を活用した少人数クラスにより対話型授業を実施している。

さらに、大学での教育研究の基礎であるディベイト、レポート作成、プレゼンテーション能力等についての日本語能力を高めるための科目を開設し、チーム・ティーチング制で実施している。また、「食品流通安全管理論IV」、「海洋政策文化研究法」では、文部科学省現代GP「食品流通の安全管理教育プログラムの開発」で成果を上げたケース・メソッド方式を取り入れた討論型授業を実施している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の

工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

総合科目、基礎教育科目及び専門科目とも、受講予定者に対して情報を提供するシラバスを作成している。これらは、ウェブサイト上で公開されている。これとともに、海洋科学部では冊子でも配付しており、海洋工学部ではその要目を冊子で配付している。また、海洋科学部では教育課程の編成の趣旨に沿った履修計画の作成の助けとするために、シラバスにJABEE(日本技術者教育認定機構)による学習・教育目標を明記した項目を設けている。

なお、学生による授業評価において「シラバス等に示された授業目標に沿った授業でしたか」の設問に おいて、6点満点中平均で約4.6点であり活用されていると考えられる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

CAP制度を導入し、半期あるいは通年当たりの履修科目数を制限することによって、予復習を含めた自主学習時間を確保している。自主学習環境への配慮としては、学生に対する教室の開放、情報処理センターでのインターネット関連のソフト及び文書作成用ソフト等の用意がある。また、海洋科学部の英語教室では、e-learningシステムを活用した自宅学習システム「アルク」により、自主学習を支援している。

基礎学力不足の学生に対しては、英語で習熟度別クラス編成を行っているほか、理系の科目で一部クラス別編成を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、 面接授業(スクーリングを含む。) 若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が 行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

学則第 42 条に卒業認定及び学位の授与について定めている。また、学部履修規則に卒業認定基準と成績評価基準が定められている。

卒業に必要な単位は、海洋科学部 124 単位、海洋工学部 130 単位である。成績評価は優 (100 点~80 点)、良 (79 点~70 点)、可 (69 点~60 点)、不可 (59 点~0 点) となっている。

成績評価基準は履修規則を通じて学生に周知し、シラバスの中で各授業科目の具体的な成績の評価方法と基準を受講生に周知している。

また、卒業認定基準の細目は、教育の目的に応じて、修業年限、修得するべき必修単位数、選択単位数 等の卒業要件を学部・学科・課程・コースごとに規定し、履修ガイド等の冊子を配付し、オリエンテーションで学生に周知している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は、履修規則及びシラバスに明記された「成績評価の方法」に従い、平常の学業成績及び定期 試験等の成績を総合評価して、優、良、可及び不可の4段階評価で行われている。卒業認定については学 則第42条に従い、各学部とも学部教務委員会及び教授会の議を経て学長が卒業を認定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価は、授業科目のシラバスに明記された「成績評価の方法」に従い素点がつけられ、コンピュータ処理により4段階の成績評価にも変換され、電子データとして構築している。授業担当教員は、シラバスに明記した成績評価の方法により評価している。授業担当教員は成績の提出期限を厳守することによって、学生が自分の成績を速やかに確認できるようにしている。

評価に疑問が生じた場合は、直接当該教員に対するほか、事務担当者を介して申立てを行い、授業担当者に説明を求める「成績評価に対する申し立て制度」を利用することができることになっている。この制度は各学部の履修ガイド等の配付冊子によって学生に周知している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業 分野における期待にこたえるものになっているか。

研究科は、博士前期課程7専攻及び博士後期課程2専攻からなり、研究科及びそれぞれの専攻の教育研究上の目的を達成するため、講義、演習・実験、特別研究等を専攻ごとに体系的に編成している。なお、講義科目として、博士前期課程では1専攻当たり34科目以上、博士後期課程では講義科目として1専攻当たり46科目以上を開設している。

大学院履修規則において、博士前期課程では、専攻によって異なる必修単位を含む 30 単位以上を修了 に必要な単位数と、また、博士後期課程では、論文研究に係る「特別研究」4単位及び「合同セミナー」 2単位、さらに所属専攻分野の開講科目4単位の計10単位以上を修了に必要な単位と定めている。

博士前期課程では、他専攻開講科目の履修も 10 単位まで認めており、所属専門分野のみならず関連分野に関する講義も広く履修することが可能となっている。博士後期課程でも、指導教員の承認を前提として他専攻の授業科目の履修も2単位まで認めており、必要に応じて専門分野以外の知識を得ることも可能となっている。このように、当該大学の特色を活かしながら大学院課程教育としての体系を確保した教育課程編成となっている。

さらに、教育課程の充実を目指した取組として、平成18年度文部科学省「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に、フィールド研究の意義を認識させ国際共同調査等の現場にも即応できる乗船技術者・研究者の養成を目指す「海洋観測・生物資源調査の実践教育強化」が採択され、航海時の演習、実習やシンポジウムを始めとする多彩な計画を進めている。平成19年度文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に、従来型の大学院教育に実務対応型の教育プログラムを融合することを目指した「研究・実務融合による食の高度職業人養成」が採択され、産業界とも連携して高度職業人教育の実質化を図っている。また、文部科学省特別教育研究経費(教育改革)の「「海産食品の安全・安心」に関する実践的教育研究の形成」

に基づいて、社会のニーズに応え得る高度専門職業人の育成を目指している。これらの取組を基にして、 専攻を横断した

- 1. 国際海洋科学技術専門実践コース
- 2. 養殖安全マネージメントコース
- 3. 食品流通の安全管理システム専門技術者養成コース
- 4. HACCP管理者コース
- 5. 食品流通ロジスティクス実務家養成コース
- 6. 海洋観測士アドバンスドコース
- 7. 海洋生物資源管理技術者認定コース

の7つのコースが整備されたほか、平成20年度からは海洋管理のスペシャリストの育成を目指して海洋管理政策学専攻が設置されており、目的とする学問分野や職業分野における期待、社会の期待に応えるものとなっていると思われるが、海洋系総合大学としての今後の大学院教育の更なる充実につながることが期待される。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育研究上の目的に関する規則に定めた各専攻の目的を達成するために、各専攻には専攻分野と専攻分野別に準備した授業科目を配置している。例えば、博士前期課程の海洋生命科学専攻は、水圏生物科学、生物資源学、及び、海洋生物工学の3つの専攻分野からなり、そのうちの1つ、水圏生物科学専攻分野には水族免疫学、水族感染症学等の17科目を配置している。

また、各専攻が対象としている学問分野に深く関わる外部機関に所属する研究者(客員教員)による連携大学院の講義も開講し、研究科の教育研究内容の充実を図っている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

教員1人当たりの発表論文数から見て、教員の研究活動は活発であり、共同研究等の実績を見るとき、大学として研究のポテンシャルを維持・向上することに努め、最新の研究需要の変化に実質的に対応し、これらを教育研究に反映させている。さらに、連携大学院方式を活用し、外部機関の研究者による先端研究を取り入れた授業内容も準備しているほか、博士後期課程では、時代の先端を行く学問を意識して、学会発表や講演会聴講を義務付けた「合同セミナー」に著名な外国人研究者を含む特別講師を毎月招聘している。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院各専攻における単位の実質化のために、単位制度について大学院履修規則に明示し、予習・復習 を促す観点から、教員がレポート等の課題を学生に課すなどしている。さらに、グループディスカッショ

ンを取り入れ、学生とディスカッションしながら講義を進め、特定の概念や用語についてプレゼン形式で の説明を求めるなどしている。また、各研究室には自習室を含む学生の学習スペースを設置している。

なお、平成 19 年度には、単位の実質化への配慮としての具体的な事例について教員に対する調査も実施している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程(夜間大学院や教育方法の特例)を有している場合には、その課程に 在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

夜間に授業を設置している課程は、博士前期課程の食品流通安全管理専攻のみであるが、当該専攻においては、講義を6時限(18時から19時30分)及び7時限(19時40分から21時10分)や土曜日に開講するとともに、短期間の集中講義形式をとるなどして、社会人学生に配慮した開講形態をとっている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

シラバスから見る限り、各専攻等の教育研究上の目的に照らした授業形態の組み合わせとそのバランス は適切である。

一般的な講義のほかに、実験施設を用いた実験や、大学が有する水圏科学フィールド教育研究センターや練習船を用いた演習・実習も多く開講している。また、社会に即した実践的な知識や技術を身に付けることを目的としたケース・メソッド方式を取り入れた討論型授業を開講している専攻もある。

なお、1講義当たりの平均受講者数が多くても 10 人前後であり、少人数でのきめ細やかな指導・支援が可能となっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは研究科として統一した様式で作成し、連携大学院開講科目を含むすべての授業の「授業科目名」、「専攻・課程」、「専攻分野」、「開講学年」、「担当教員」、「単位数」、「学期・曜日・時限」、「目標と内容及び計画」、「成績評価の方法」、「その他」を記載した上、ウェブサイト上で公開している。特に「目標と内容及び計画」は、当該講義の内容を学生に周知することにより、学生が講義の中で修得すべき知識・技能を明確にするという役割を果たしている。

また、ウェブサイト上のシラバスについては、担当教員名やキーワードから目的とする科目を検索する ことのできる「シラバス検索システム」を導入している。また、学生による授業評価においても、「シラバス等に示された授業目標に沿った授業でしたか。」という質問を設けることによって、シラバス活用の促進を図っている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-3 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、 面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が 行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院学則及び大学院履修規則の規定により、博士前期課程においては主指導教員1人及び副指導教員1人以上を、博士後期課程においては主指導教員1人及び副指導教員2人以上を定めることとしている。学生は、論文の題目、研究内容・方法及びその目的達成のための履修計画の大枠を指導教員と相談して決め、研究計画は主指導教員と副指導教員の承認を経て提出するなど、複数指導教員制の下で研究指導を受け、研究活動を行っている。

研究指導の基礎となる学生の講義等の受講については、大学院履修規則により、所属専攻分野の講義を 必修として一定単位数修得することを定めているとともに、他専攻の講義等も一定数履修できることを認 めており、所属専攻分野を中心としつつも、それ以外の幅広い知識も得ることができるようになっている。 これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組(例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA(リサーチ・アシスタント)としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。)が行われているか。

1人の学生に対し複数の指導教員を置くことを定めており、研究テーマの決定はこれら指導教員の監督の下に行われ、決定したテーマ及び研究計画は「特別研究計画書」として入学後、研究科長に提出することとなっている。その後、「特別研究」や「特別演習」、「合同セミナー」といった学位論文の研究指導に係る科目等を通して、指導教員を中心に継続的に研究活動に係る指導を行っている。

TA・RAについては、それぞれの実施要領に基づいて任用、業務の実施がなされている。各専攻とも、 3分の1から半数に近い大学院学生をTAあるいはRAとして採用している。大学院学生は、これらTA やRAの活動を通して、知識・技術の獲得や研究指導能力の育成に資している。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

1人の学生に対して、博士前期課程においては2人以上、博士後期課程では3人以上の指導教員を置く こととなっており、研究テーマの設定やその後の研究指導はこれら指導教員の下で行われている。両キャンパスの教員による指導が有効に機能している。

博士後期課程では定期的に論文研究に係る中間発表会を開催することを定めており、学外の学協会での発表をもって中間発表会に代えることも可能となっている。

最終的な論文審査に当たっては、「東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科の学位論文審査要項」に定めているように、指導教員に加えて、指導教員以外の大学院担当教員を論文審査委員会に加えることとしている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価基準は大学院履修規則第9条で、優 (100点~80点)、良 (79点~70点)、可 (69点~60点)、 不可 (59点以下) とすることが定められている。

大学院履修規則は、大学院履修要覧に記載されており、当該冊子を入学時にすべての入学者に配付している。また、個々の科目についての成績判断基準は、シラバスに記載しており、ウェブサイト上で公開している。

修了認定基準については、大学院履修規則に修了に必要な単位数を定めている。さらに大学院学則及び「東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科の学位論文審査要項」では、学位論文の審査に係る要件を記載しており、修了予定者には学位論文を中心とした口頭又は筆記の最終試験を課すこと、及び学位論文に係る公開発表会を行うことを定めている。

大学院学則、学位論文審査要項についても、大学院履修要覧に記載の上、大学院学生全員に配付している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価及び単位認定は、成績評価基準に従い、シラバスにある成績評価の方法に則って試験、論文、報告書等で評価されている。

修了認定に当たっては、修了認定基準に従うとともに、学位論文の公開発表会を論文審査の要件とすることで学位論文としての一定の質が保たれるように、また、審査に当たっては、審査委員に指導教員以外の大学院担当教員を加えることで審査の公平性・妥当性が確保されるようになっている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文審査に当たって、博士前期課程においては主指導教員、副指導教員及びこれらの指導教員以外の大学院担当教員1人以上、博士後期課程においては主指導教員並びに副指導教員のうちから1人以上及びこれらの教員以外の大学院担当教員1人以上で論文審査委員会を構成することとしており、審査に当たっては論文の公開発表会を行うことが審査要件とされている。審査委員会での審査結果は、その後大学院教務委員会と専攻主任会議を経て教授会で審議される。

このように、学位論文審査に係る手続きは各種の規則等に明示されており、これに則って厳正に行われていると考えられる。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

大学院履修規則に成績評価の基準を明示しており、シラバス上には各科目の成績評価基準及び判定方法を記載している。決定された成績・評価に疑義が生じた場合には、授業担当教員に直接問い合わせるか、 所定の届けを事務担当者に提出することにより、後日担当教員から成績・評価についての説明を受けることができる「成績評価に対する申し立て制度」を設けており、この制度は、大学院履修要覧中の「学修の 手引」に記載されている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学での教育研究の基礎である文章作成、口頭表現にかかわる日本語能力を高めるための「日本語表現法」を基礎教育科目として全学で実施している。
- 平成 16 年度には、食品流通の総合的安全管理システムに係わる技術者養成のための「食品流通の安全管理教育プログラムの開発」が文部科学省現代GPに採択され、その成果は教育方法に多くの影響を与えている。
- 文部科学省現代GP「食品流通の安全管理教育プログラムの開発」の成果を発展・充実すべく、大学院に食品流通安全管理専攻が平成19年度に設置されている。
- 平成17年度には、海運界への優秀な人材の提供、世界の船舶職員養成機関への貢献を目標に、「海 事英語学習・評価プログラムの開発」が文部科学省現代GPに採択され、海事英語検定試験の開発、 データベースの構築等を推進している。
- 平成 19 年度には、水圏環境を総合的に理解し、その教育を推進できる人材の養成を目指した「水 圏環境リテラシー教育推進プログラム」が、文部科学省現代GPに採択され、目標へ向けて実践を進 めている。
- 平成 18 年度文部科学省「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に、フィールド研究の意義を認識させ国際共同調査等の現場にも即応できる乗船技術者・研究者の養成を目指す「海洋観測・生物資源調査の実践教育強化」が採択され、多彩な計画を進めている。
- 平成 19 年度文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」に、従来型の大学院教育に実務対応型の教育プログラムを融合することを目指した「研究・実務融合による食の高度職業人養成」が採択され、また、文部科学省特別教育研究経費(教育改革)の「「海産食品の安全・安心」に関する実践的教育研究の形成」に基づいて、社会のニーズに応え得る高度専門職業人の育成を目指している。

【更なる向上が期待される点】

○ 大学院教育に関連して進めているプログラムを基に、職業分野における期待にこたえるものとして 整備されている専攻を横断した7つのコースが、海洋系総合大学としての今後の大学院教育の更なる 充実につながることが期待される。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする 人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学の理念、目的の中に、学生が身に付ける学力、資質・能力、及び養成しようとする人材像等に関する方針を明示している。この方針に従い、国際交流の基礎となる幅広い視野・能力と文化的素養と豊かな人間性、幅広い教養の養成を目指す総合科目、及び論理的思考能力、適切な判断力、社会に対する責任感をもって行動する能力の養成を目指す基礎教育科目を教養教育科目として設定している。また、大学の目的に従って各学部・研究科の目的を示すとともに、各学科・専攻の専門教育の目的も明示している。

全学教育委員会、大学院教務委員会、各学部教務委員会及び各学部教養・基礎教育委員会は、成績、単位修得、卒業(修了)判定等を分析し、達成状況の評価・検証を実施している。一方、FD委員会では、学生による授業評価、卒業(修了)予定者によるカリキュラム評価、卒業(修了)生及び就職先に対する満足度アンケート調査等の実施・分析を行い、FD活動報告書として学内に情報発信を行っている。また、これらの総合的な評価・検証を大学評価委員会において実施している。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力、及び養成しようとする人材像等に関する方針を明らかにしており、教育目標等の達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業(修了) 時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修 了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や 効果が上がっているか。

教育の成果及び効果は、単位修得、学位取得、資格取得等の状況から把握することができる。学士課程では、各学部の履修規則で、3年次への進級及び卒業論文の着手の要件が定められている。

平成 19 年度で、学士課程の単位の修得率は全学で 85.5%であり、所定の年限で卒業した者の割合(卒業率)は81.2%、退学率は4.5%である。

また、博士前期課程において所定の年限で修了した者の割合は91.5%、博士後期課程については68.3%である。大学院課程、特に博士後期課程においては、在学中に数多くの学会口頭発表や学術論文等が発表されている。

学部において取得できる資格として、当該大学の特色である海洋に関連したものとして、三級海技士筆記試験免除の資格(学部卒業後、乗船実習科又は水産専攻科を修了した場合)及び海技免許講習修了資格、一級小型船舶操縦士免許の資格、一級海上特殊無線技師資格等がある。その他に、教員免許、学芸員の資格取得ができることとなっている。

平成19年度で、上記資格について、三級海技士は70人、一級小型船舶操縦士は60人、一級海上特殊無線技師は31人が取得している。また、教員免許は63人、学芸員は29人が資格を取得している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

毎年度2回前期と後期に実施される学生の授業評価を取りまとめたFD活動報告書によると、学生が授業全体を総合的に評価した総合評価の項目で、6点満点に対して、平成18年度前期4.69、同後期4.74、平成19年度前期4.73、同後期4.84とおおむね高い評価を得ている。また、卒業(修了)予定者によるカリキュラム評価において、大学教育全般についての満足度を総合的に評価する項目では、満点が5に対し、平成18年度は3.6、平成19年度は3.5であり、おおむね高い満足度を示している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程卒業者のうち、海洋科学部では 49.2%、海洋工学部では 20.6%が他大学を含めた大学院に進学している。また、水産専攻科及び乗船実習科修了生のそれぞれ 12.5%及び 4.9%が他大学を含めた大学院に進学している。博士前期課程修了者は、13.6%が博士後期課程に進学し、そのうちの 96.6%が当該大学院の博士後期課程に進学している。進学者を除く学士課程卒業生の就職率は 93.3%、博士前期課程修了生の就職率は 88.3%である。また、水産専攻科、乗船実習科の就職率は 100%、博士後期課程の就職率は 82.9%である。就職先の状況としては、海洋科学部では海洋等に生息する多種多様な生物と人間との共存、地球環境、食糧等の問題に関わるサービス業、官公庁、食品製造業が多く、その他製造業、農・林・建設業等の多様な業種にわたっている。また、海洋工学部では、海、船、物流等に関連する運輸・通信業、電気機器、サービス、その他製造業、化学工業、精密機器、官公庁等の職種が多い。

博士前期課程の就職先は、学士課程とほぼ同じであるが、博士後期課程の就職先は、大学教員、研究職等の占める割合が高い。

以上のことから、卒業(修了)後の進路は、当該大学の教育目的を反映したものとなっており、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

外部関係者からの意見聴取としては、平成 19 年度に、卒業(修了)後3年以内の卒業(修了)生を対象にアンケートを実施し、在学時に受けた教育に関する意見聴取を実施している。調査の結果、「総合的に判断して本学在学中に学んだこと、体験したことは、卒業・修了後において役立っていますか」の設問に対し、卒業生の71%、修了生の75%から肯定的な回答が得られている。特に、「教養科目」に比べて「専門科目」の評価が高く、「論理的思考能力(判断力・責任感)(卒業生の57%、修了生の68%)」「問題を解決する研究能力(卒業生の61%、修了生の83%)」や「幅広い視野と能力(卒業生の62%、修了生の72%)」が身に付いたとの評価を得ている。

また、就職先を対象にした卒業(修了)生に対する就職先アンケート調査によれば、「教育目標に掲げる資質、能力が備わっているか」の設問に対して肯定的な回答が卒業生に対して85%、修了生に対して90%

であり、就職先から高い評価を受けている。 これらの評価の高さから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学 習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

授業科目の選択のために、学士課程、大学院課程を通して全学的にすべての科目においてシラバスを整備し、ウェブサイト等で公表している。また、新入生に対しては、大学、大学院全体としてのオリエンテーションに加え、学部ごとに数日かけてオリエンテーションを行っている。さらに、学士課程においては、学生の修学指導、大学生活、進路等に関する助言・指導を中心とした学生支援教員を配置し、履修相談に対応している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言(例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。) が適切に行われているか。

学士課程においては、学生の修学指導、大学生活、進路等に関する助言・指導を中心とした学生支援教員を配置する「学生支援教員制度」は、入学時から4年次まで学生を支援する重要な柱となっている。教員はオフィスアワーを設け、修学指導を実施し学生をサポートしている。海洋工学部においては、このほかに、毎年度、学生が1人の指導教員を定め、アドバイスが受けられる「指導教員制度」も併せて実施している。また、学業成績が振るわない学生に対してはGPAを用いて抽出し、個別指導を行う修学アドバイザリー制度を試行し、本格実施に向けて検討を進めている。

ウェブサイトには学生支援教員制度を、シラバスにはオフィスアワーを掲載し、学生が迷うことなく相談できる環境を整えている。これら以外でも実験、実習や演習科目等の担当教員が適宜相談に応じるなどの指導体制を敷き、学生に対する支援体制の充実に努めている。

以上に見られるように、学習相談、助言は適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズを把握するため、随時、学生支援教員制度、オフィスアワー及び指導教員制度(海洋工学部)を通して、直接的に学生の意見・要望を把握している。さらに、年2回開催している学長と学生(学部学生、大学院学生等)との懇談会でも学生のニーズの把握に努めている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズは把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者(例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。) への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該大学において、特別な学習支援を必要とする者としては、留学生、社会人学生、編入生、障害のある学生、心身のケアを必要とする者等が対象となる。

留学生に対する学習支援として次の5項目がある。(1)入学者でチューターを希望する学生全員に1年間、チューターを付けている。(2)正規の授業として日本語及び日本事情の教育を実施しているほかに、希望者に対し日本語補講を実施している。(3)新入学の留学生には、学内や日常生活の手続きを記載した留学生ガイドブックを配付し、ウェブサイトにも掲載し、さらにオリエンテーションも実施している。(4)日本文化・社会事情の理解を深めるために留学生向けに夏季研修旅行と冬季研修旅行を実施している。(5)留学生同士やチューター、教職員との交流を促進するために年2回、留学生懇談会を実施している。

心身のケアを必要とする者についても、学生支援教員と保健管理センターカウンセラーが連携して、それぞれの事情に応じて必要な学習支援を行っている。

社会人や編入生等に対しては、入学前の既修得単位を認定し、過重な履修とならないよう配慮している。 また、大学院の一部の専攻においては、社会人に対して、昼夜開講等の措置を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境(例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。)が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境としては、附属図書館、情報処理センター、パソコン教室、教室、自習室、講座の学生室等がある。附属図書館では、図書・雑誌の閲覧、視聴覚学習及び学生の自習室を提供しており、情報環境としては、情報処理センターにおいて、パソコン教室を学生に開放し、多数の端末を整備して自由に学習・利用できるようにしている。さらに、授業終了後も教室を自由に利用できるよう開放している。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

学生による主体的なサークル活動の活性化を図るため、自治会・学生会の下に置かれた各種委員会が課外活動団体の統率等を行い、大学がその活動をバックアップすることにより、学生による学生団体の自治意識の涵養及び主体性を担える社会人の養成に努めている。また、各サークルに顧問教員を配置し、サークル活動が円滑に進められるように支援をしている。

さらに、課外活動において優秀な成績を挙げたと認められる学生又は学生団体に対しては、「東京海洋 大学学生表彰規則」に基づき、学長が表彰している。

大学祭実施時において施設、光熱水費の補助等や開催のための休講措置等を、また、学生大会等の開催 に当たり施設提供と休講措置をとるなどの支援を行っているほか、東京地区国公立大学体育大会に対して は、学生と協力し、実施・運営に当たっている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制(例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。)が整備され、機能しているか。

生活相談、進路相談等、学生の全般的な相談については、学生支援教員、指導教員を中心に、オフィスアワー等で、教員が直接、面談した上で指導を行っている。また、キャンパスごとに「なんでも相談窓口」を設置し、対応している。

心身の健康に関する相談については、保健管理センターにおいて、医師である専任教員、看護師のほか、カウンセラーが相談に応じている。また、保健管理センターが中心となって定期健康診断を実施している。

ハラスメント等の相談については、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの両 方に対応した「セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規則」を制定し、相談員を置くなどの相 談体制を整備している。

平成19年度の定期健康診断受診者は2,406人、保健管理センター利用者は4,295人であり、学生相談は213人が利用している。

就職支援体制としては、就職支援室、進路指導対策委員会委員、海洋工学部就職担当教員、学生支援教員、論文指導教員による就職相談体制を敷いているほか、学生向け就職ガイドブックを作成・配付している。就職ガイダンスは、低年次生向けの4回を含め、全体では年間30回を超えて開催している。さらに、年2回の合同企業説明会、約200社の参加がある個別企業説明会を開催し、学生のニーズに応えている。これらのことから、学生のために必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関する学生のニーズを適切に把握するため、年2回、学長と学生との懇談会を実施している。

また、学生支援教員、指導教員等を通しての生活支援に関するニーズの把握に努めている上に、「なんでも相談窓口」を設けるなど学生のニーズを把握するよう努めているほか、学生大会や学生寮自治会ミーティングでの学生の要望等を通して、学生の生の声を聞き、生活支援改善に努めている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者 (例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。) への生活 支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

当該大学において、特別な生活支援を必要とする者としては、留学生、障害のある学生、災害被災者等が対象となる。

留学生に対しては、留学生委員会、学生支援委員会、学生サービス課留学生係、越中島地区事務室学生サービス係、留学生担当教員及びチューターが連携し、日本語補講やチューターによる生活支援を行っているほか、学内や日常生活の手続きを記載した留学生ガイドブックを配付し、ウェブサイトにも掲載している。留学生の住居については、品川キャンパス及び越中島キャンパスの国際交流会館を提供しているほか、学生寮(朋鷹寮及び海王寮)への入居も受け入れている。平成19年度の留学生の入居実績は延べ人数で朋鷹寮に24人、海王寮に38人である。

また、障害のある学生に対し、宿舎を優先的に提供するとともに、災害の被災者の子女については、日本学生支援機構等の奨学金を紹介するなど、個々の状況に応じた対応を学生支援教員等が行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことので

きる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助 (例えば、奨学金 (給付、貸与)、授業料免除等が考えられる。) が適切に行われているか。

学生への経済面の援助に関しては、奨学金の貸与や授業料免除を実施するとともに、宿舎費が低額な学生寮を設置するなどの支援を行っている。それらに関する審議、運営は規則に基づいて学生支援委員会が行っている。

学生への奨学金としては、日本学生支援機構の奨学金では、申請者のほぼ90%が採用されている。地方公共団体や民間奨学団体の各種奨学金では、貸与型が申請者のほぼ100%、給付型が申請者のほぼ20%が採用されている。さらに、卒業生等からの寄附金による学生支援金として「Marine 奨学金」が平成19年度から設けられている。

授業料免除に関しては、授業料免除のほか、授業料徴収猶予や月割分納の制度が設けられている。授業料免除では、より多くの学生への適用を可能とするため、実施額に占める全額免除と半額免除の割合がほぼ同程度になるよう選考しており、申請者のほぼ 65%がこれを受けている。

学生寮は、品川キャンパスに朋鷹寮(個室タイプ)、越中島キャンパスに海王寮(相部屋タイプ)を設置し運営している。特に朋鷹寮(個室タイプ)では入居率は97.5%である。

これらの学生への経済面での支援は、規則、要項や申合せに基づき行われている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 卒業生等からの寄附金による学生支援金制度として「Marine 奨学金」がある。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料 その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、 運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施 設、図書館その他附属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリ アフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、品川キャンパス、越中島キャンパスの2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は2キャンパス併せて計280,281 ㎡となっている。また、両地区の校舎等の施設面積は、計92,657 ㎡となっており、大学設置基準を満たしている。

主な練習船は、海洋科学部には海鷹丸、神鷹丸、青鷹丸が、海洋工学部には汐路丸が配備され、船舶職員養成のための乗船実習、学部教育のための漁業実習、大学院教育のための海洋観測調査や、運航技術の教育及び船舶制御研究等で年間延570日あまりの実験実習等を行っている。また、教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料を備えた附属図書館、情報処理を利用する教育研究の支援を行っている情報処理センターが両キャンパスで整備され、利用されている。

品川キャンパスには海洋生物学実験室や食品工学実験室等が、越中島キャンパスには情報通信工学実験室や内燃実験室等が、研究室やゼミ室等とともに整備されており、各種研究に活用されている。また、フィールドでの教育研究を目的に、海洋に関わる教育研究を中心とした東京湾臨海フィールド(千葉県の館山及び富浦)及び主に淡水魚類の教育研究を中心にした陸水域生産フィールド(山梨県の大泉及び静岡県の吉田)が設置されている水圏科学フィールド教育研究センターは、海洋観測、海洋実習、養殖等、大学での特色ある実験実習を行う施設となっている。

講義室の利用状況については、品川・越中島両キャンパスを合わせた平均稼働率は 48%となっており、 通常の講義に使用されるほか、補講授業、集中講義、学生の自習、課外活動等にも利用されている。

平成 17 年に策定された「キャンパスマスタープラン」では、施設の老朽改善や研究の高度化に対応した施設整備を目標に掲げており、平成 19 年度に実施した品川キャンパス 9 号館改修等計画的な整備を進めている。

また、施設の有効活用を図るため「施設の有効利用に関する申合せ」や「教育研究共用スペース運用に関する申合せ」等を定め、施設使用料を徴収すること等により共同利用スペースの確保や施設利用の見直しを進めている。

バリアフリー化については、両キャンパスともに、教育研究棟、講義棟を始め、各種センター、資料館等に身障者トイレ・エレベータ・スロープ等を整備しているが、より使いやすい施設とすべく今後も計画的な整備を進めることとしている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

情報処理センター規則に基づき、情報処理センターが大学の学術情報発信のためのシステムを構築し、管理運営している。情報ネットワークを備えた情報端末室を品川、越中島両キャンパスに整備している。情報端末室の利用時間は、品川キャンパスで8時30分から19時30分、越中島キャンパスで8時から22時である。大学所属の端末は、平成19年度で、品川キャンパス120台、越中島キャンパス132台であり、学内LANを通じて専用サーバに接続されている。また、教職員、学生は研究室等のパソコンから学内LANを通じて専用サーバや外部に接続できるようになっている。

また、情報セキュリティーポリシーを制定し、情報通信におけるあらゆる脅威から情報資産を保護し、 安全及び信用を損なうことなく安定的な教育研究活動を担保するとともに、ウィルス情報、不具合情報等 は、管理者が教職員及び学生に周知することにより迅速に対応できる環境を整えている。

ウェブサイトは、広報委員会が管理し、各部局にリンクしている。附属図書館では学術機関リポジトリに恒久的に電子的形態で蓄積・保存し、ネットワークを通じて無償で公開することにより、学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たしている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

各施設の使用に関する手続き等は、学生生活ガイドに掲載・配付され、また、ウェブサイトへ掲載する ことで、学生・教職員に周知している。

附属図書館、水圏科学フィールド教育研究センター等では、利用規則を制定しウェブサイトに掲載しているとともに、利用希望者向けの案内等を配布している。

このほか、施設・設備利用に関する安全対策について、健康・安全手帳(学内限定)や防災マニュアルをウェブサイトに掲載するとともに冊子として配付し、周知を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

平成 19 年度において、附属図書館の蔵書数は、図書が本館約 26 万冊、分館約 20 万冊、雑誌が本館約 6,000 種、分館約 5,000 種である。また、ビデオテープ、DVD等の視聴覚資料は、本館約 2,000 タイトル、分館約 1,000 タイトルを有している。さらに、電子ジャーナルは、本館、分館それぞれ約 7,000 種程度を契約している。

品川キャンパスにある本館は、水産・海洋分野を中心に海洋科学の専門書を揃えている。藻類・甲殻類に関する文庫や大型コレクションを所蔵するほか、水産経済に関する多くの和古書を含む文庫もあり、学外からも多くの研究者が閲覧に訪れている。また、貴重書として所蔵している 18~19世紀ヨーロッパの貝類図譜を電子化してインターネットで公開している。

越中島キャンパスにある分館は、海事分野を中心に機械工学、流通分野の専門書を揃えている。特色あるコレクションとして船舶及び航海技術史、航海記を網羅した17世紀以降の稀覯洋書コレクションと画像

をインターネットで公開している。江戸後期の漂着・漂流記の和装本及び和漢船用集を含む多くの海事関係の和装本を有している。また、マイクロ資料として『運輸問題関連文献集成』を有している。

こうした資料及び情報等の提供環境であるが、図書館システムにおけるサーバから学内LANを通じ接続された利用者用の端末であるOPACを、本館4台、分館2台設置している。OPACはウェブサイト上で公開しているため、自宅からでも検索が可能である。

開館時間は、本館及び分館ともに、平日が8時45分から20時(長期休業中は17時まで、分館の自由閲覧室は22時まで)、土曜日が9時45分から17時(長期休業中は休館、分館の自由閲覧室は22時まで)となっている。

資料の貸出については、学内の学生・教職員のみならず、学外者に対しても同等の条件で貸出を行っている。学外者に対する貸出は、平成19年度は、本館683冊、分館645冊となっている。また、附属図書館ウェブサイトを入口として電子ジャーナルやデータベースのサービスを提供している。

施設については、閲覧室は、座席数(本館 130 席、分館 93 席)を確保し、新聞室、学習室等を設けている。また、新着図書コーナー、シラバスに掲載している教科書・参考書を集めたシラバス資料コーナー、基礎の復習のための高校教科書コーナー、教員著出版物コーナー、TOEIC、英語習得に役立つ図書や映画DVDを集めた語学コーナー、論文・レポートの書き方等を集めた論文コーナー、さらには、様々なテーマで資料を集めて展示する企画展示コーナーを設け、学生の図書への関心を高めるよう工夫している。

当該大学はその母体となった東京商船大学、東京水産大学ともに、100 年以上の長きにわたって専門単科大学として蔵書を蓄積してきた成果として、本館・分館とも専門資料に関する充実度が高く、有効に活用されていると考えられる。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 当該大学の母体となった東京商船大学、東京水産大学はともに、100 年以上の長きにわたって専門 単科大学として蔵書を蓄積してきた。その成果として、本館・分館とも専門資料に関する充実度が高 く、有効に活用されている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育の状況についての活動実態を把握する組織として、FD委員会、全学教育委員会、各学部教務委員会、各学部教養・基礎教育委員会がある。これらの委員会を中心に、卒業・留年者数及び単位認定に関する資料、留学生派遣状況、教育実習参加状況及び学位・免許・資格の取得状況等について、大学情報データベースとして構築している。インターンシップ、教育実習及び博物館実習等の実地教育についても、事前のガイダンス及び事後に報告書を提出させ、大学として常に把握できる体制にある。

教員の教育活動は、87項目からなる「教員の個人活動評価データベース」への毎年度記入を義務付けており、授業改善の具体の取組はその中の教育の改善実績(シラバス改善への取組、授業評価結果等に基づく改善実績、FDへの取組)の項に記入させ、データとして蓄積している。このデータベースについては、「国立大学法人東京海洋大学個人活動評価データベースシステム運用要項」に基づき、情報管理委員会の管理の下で運用が行われている。

学生による授業評価アンケート、卒業(修了)予定者によるカリキュラム評価、卒業(修了)生による 教育に対する満足度調査、就職先を対象とした卒業(修了)生に対する満足度調査等を実施し、FD活動 報告書にまとめている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取 (例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。) が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

各授業に関しては、FD委員会を中心に、学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、その結果は担当教員にフィードバックし、授業改善に役立てている。

大学に対する要望に関しては、毎年開催している学長と学生との懇談会での意見聴取を行うとともに、 卒業(修了)予定者を対象したカリキュラム評価のアンケートによっても聴取している。

調査結果は教員及び関係委員会等にフィードバックされ、教員の自己点検及び大学評価の資料となっており、FD活動報告書として取りまとめ学内に周知し、教員の状況に関する自己点検の評価に反映させている。

また、各教員レベルでは指導教員や学生支援教員が学生からの質問や相談に応じる体制にあり、そこでの意見は必要に応じて関係委員会で検討している。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形

で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業(修了)生を対象に、在学時に受けた教育に関する満足度調査を実施している。また、就職先企業に対して、卒業生の資質及び当該大学の教育に関する意見聴取を実施し、関係者等から必要とするデータ、資料を収集している。これらの学外関係者からの意見は、集計・分析されFD活動報告書として公表されるとともに、FD委員会や全学教育委員会等において、教育の状況に関する自己点検・評価の判断材料の1つとして活用されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

F D委員会を中心に取りまとめられた様々な評価結果は、ケース・メソッド方式を取り入れた問題解決型討論授業の導入や平成16年度「食品流通の安全管理教育プログラムの開発」、平成17年度「海事英語学習・評価プログラムの開発」、平成19年度「水圏環境リテラシー教育推進プログラム」の文部科学省現代GP、平成18年度の文部科学省「「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」「海洋観測・生物資源調査の実践教育強化」、平成19年度の文部科学省「大学院教育改革支援プログラム」「研究・実務融合による食の高度職業人養成」の採択につなげて教育改善の取組を推進している。

これらの取組を発展させ、平成19年度に食品流通安全管理専攻を新設したほか、平成20年度は海洋基本法に対応すべく、海洋管理政策学専攻を設置し、教員配置の再編成を行った。さらに、各学部教養・基礎教育委員会では毎年、年度当初に基礎教育科目の取組み及び改善策に関する報告を基に前年度の見直しを行い、改善充実を図っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

学生による授業評価を毎学期実施し、その結果を授業担当教員にフィードバックする体制と、各教員が授業実施前にシラバスを作成・公開する体制を持つシステムの中で、各教員は、教育の質と授業内容の向上、教材のIT化等の改善等を行っている。FD委員会では、授業内容や方法の改善状況を把握するためにFDへの取組に関する調査表により具体な改善事例の収集に努め、FD活動報告書に公表している。

また、「教員の個人活動評価データベース」の教育の改善実績の項に、各教員が授業改善の事例をその 都度記入し、その内容をFD委員会で検討し、いくつかの事例を報告書に公表するなど、授業内容、教材、 教授技術等の改善に向けた継続的取組を実施し、一層の改善に努めている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な 方法で実施されているか。

学生による授業評価、卒業(修了)予定者を対象としたカリキュラム評価、授業担当教員を対象としたFDへの取組に関する調査、教員の個人活動評価データベースへの授業改善事例の記入等により、学生や教員のニーズをくみ上げ、FD委員会で分析してFD活動報告書として学内に周知することで、教育ニーズを組織的に反映させ、各種GPの採択につなげるなど教員の教育力の向上に資している。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

「教員の個人活動評価データベース」の教育の改善実績の項に、各教員が記入した授業改善の内容をFD委員会で検討し、いくつかの事例を報告書に公表する手法で、個々の教員による授業改善は不断の取組として定着していると判断される。

FD活動は、実践教育のための新しい教育法としてのケース・メソッドの導入や自主公開授業、カリキュラム改善等、教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

事務職員については、初任者研修を実施し、水圏科学フィールド教育研究センター所属技術職員については技術職員研修会を実施している。また、各研究室等に配置され、主として教育補助をする技術職員及びTA等の教育補助者については、実験等の特殊性から、各所属研究室において健康・安全手帳及びそれぞれで準備した資料等に基づき研修等を実施し、実施完了報告を義務付けている。船員に対しては、船員災害防止協会が刊行する『船員安全手帳』を配付し、また、法令に基づき、適宜、教育・訓練を実施している。教育支援者や教育補助者に対しても、船上実験・船上研修を実施する際には、これに基づき必要に応じ訓練等を実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

○ 「教員の個人活動評価データベース」の教育の改善実績の項に、各教員が記入した授業改善の事例 の内容をFD委員会で検討し、報告書に公表するなど改善に向けた継続的取組みを実施している。

基準10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できる だけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準10を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-1 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成19年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産101,364,115千円、流動 資産4,191,292千円であり、資産合計105,555,407千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行 するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 1,906,467 千円、流動負債 3,465,075 千円であり、負債合計 5,371,542 千円であり、これらの負債は国立大学法人会計基準固有の会計処理により、そのほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成16年度からの4年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-1 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 16~21 年度までの6年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、学内関係委員会等での検討の後、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-2 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 19 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 8,777,349 千円、経常収益 9,171,934 千円、経常利益 394,585 千円であり、当期総利益は 500,433 千円、貸借対照表における利益剰余金 1,369,889 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-3 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、経営企画室において学内予算編成の基本方針「学内配分予算について」を作成し、この方針の下に編成した「収入・支出学内当初予算配分」を財務委員会、経営協議会及び役員会において審議、決定している。

また、戦略的重点分野への人的資源の投入を可能とする取組として、学長裁量定員を措置し、また、教育研究活動に必要な経費及び戦略経費等を配分している。なお、平成19年度の戦略的経費としては、研究推進委員会経費(重点的取組プロジェクト)、研究推進委員会経費(若手研究者育成経費)、若手研究員海外派遣経費、特許等出願経費、FD授業評価経費を計上している。

施設設備については、国から措置される運営費交付金や施設整備費補助金、競争的資金から配分される間接経費、大学の自己収入等により教育研究活動に必要な施設改修や設備の更新等の整備を行っている。 これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査 人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を官報に公告し、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。 監事の監査については、毎事業年度に監事監査規則及び監事監査実施基準に基づき行っている。 会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、毎事業年度に内部監査規則及び内部監査実施基準に基づき、内部監査人(監査室 長)、監査室職員及び内部監査人が指名した職員により独立性を担保した上で、監査を実施している。監査 結果は、学長及び監事に報告することとされており、監査報告に記載された指摘事項等について、学長から各関係部署等に対して改善指示を行っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

管理運営のための組織として、学長と教育・厚生補導、研究・社会貢献、総務・財務、経営環境・国際 交流を担当する4人の理事で構成する役員会を設置するとともに、法令に基づく学長選考会議、経営協議 会及び教育研究評議会を設置している。また、学長、常勤の理事及び各学部長等により構成する部局長会 議を設置し、部局間の連絡調整を行うことにより機動的な大学運営を図っている。

さらに、学長の下には、経営の根幹に関わる企画の立案・調整を行うために経営企画室を設置し、現在 11 つのチーム(広報担当チーム、任期制検討チーム、利益相反担当チーム、国際交流担当チーム、財務担 当チーム、施設マネジメント担当チーム、教職員の個人評価制度検討チーム、教職員組織(人事・給与)検討チーム、水先人養成制度検討チーム、船舶運航体制と建造検討のための検討チーム、危機管理体制検討チーム)が、学長の諮問事項について必要に応じて企画、検討を行っている。平成 19 年 4 月からは、大学の自己点検・評価機能の強化として、企画・評価室(平成 20 年 4 月に企画・評価課に名称変更)を設置している。

管理運営上の危機管理対策として、防災マニュアルや健康・安全手帳を作成し、CD-ROMの配付や 学内ウェブサイトへの掲載により教職員及び学生に対して周知を図っている。なお、これらについては随 時見直しを行っている。また、教職員・学生を対象にした防災訓練や安全衛生講習会を実施している。さ らに、薬品事故防止の観点から薬品の取扱い方法を記載したパンフレットを作成して学生に配付するとと もに、事故発生時の初動を正しく行えるようにするため、緊急連絡先及びとるべき行動内容等を分かりや すく箇条書きにしたリーフレットをラミネート包装して廊下、研究室、実験室に貼付している。また、危 機管理に係る情報収集・分析・対応の検証等を行うため、全学委員会として危機管理委員会を設置してい る。

事務組織については、事務局に3部 10 課1室を置いている。理事の担当業務の執行を支援する事務組織としての所掌を明確にして業務処理に当たるほか、大学の自己評価、研究支援、地域貢献への支援、学生の就職支援等の体制の充実を図っている。また、学長直轄の組織として、監事の業務の補佐及び業務・会計に関する内部監査を担う監査室を設置している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

大学の目的遂行に係わる重要事項を審議する組織としては、管理運営に係わる議決機関である役員会、 財務等経営に係わる経営協議会及び教育研究に係わる教育研究評議会がある。役員会は常勤役員会を週1 回定例開催している。これら会議が、大学の目的を達成するため、学長のリーダーシップの下に、種々の 案件の審議を行っている。また、学長、理事、部局長及び学内共同利用施設の長を構成員とする部局長会 議を設置し、教育研究評議会が開催される同日に部局長会議を開催し、部局間の連絡調整を図っている。

経営の根幹に関わる企画の立案・調整を行うため、学長の下に経営企画室を設置し、学長のリーダーシップの下、全学的視点による検討が必要な法人としての経営戦略等に係る重要事項についての企画立案及び調整を行っている。この経営企画室の下に、平成18年度に学長の提唱により、大学の掲げる理念・目標を踏まえた大学の将来在るべき姿等を全学的に検討するための戦略会議を設置し、大学の中期計画を超える長期構想について検討・審議が行われている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると 判断する。

11-1-3 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズは、随時、学生支援制度、オフィスアワー及び指導教員制度により、直接的に学生の意見・要望を把握するよう努めているほか、学長が直接学生の声を吸い上げるために、学長と学生(学部学生、大学院学生等)との懇談会を年2回開催している。また、「なんでも相談窓口」や保健管理センター利用者へのアンケート等情報収集を適宜行っている。把握されたニーズが反映された例として、品川地区、越中島地区でそれぞれ学生寮の一部を女子寮に、学生の要望で変更したことが挙げられる。

教職員については、過半数代表者との懇談会を定期的に開催しており、事務職員等については、業務改善を検討する組織を立ち上げ、業務の効率化、支出の削減等のアイディアを職員から募集している。これらについては、提案内容を整理し、可能なものは実行し、その取組の状況、効果を明確にするなど、業務の改善に活かしている。

学外の関係者としては、非常勤理事1人は水産業界の経営者、また非常勤監事2人のうち1人は私学の経営者、もう1人は弁護士を充て、役員会等で意見を聴いている。また、経営協議会の学外委員9人は、水産業界、海運業界の経営者や法人の役員等、各界の有識者に委嘱し、民間的発想に基づく大学経営に関して種々意見、指摘を受け、大学の管理運営に活かしている。さらに、同窓会の理事会に学長・理事が出席し、大学に対する要望等を聴取している。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では、非常勤2人の監事が、監事監査規則及び監事監査実施基準に基づき、業務監査と財務・会計監査の担当に分けて監査を行っており、役員会、経営協議会等の重要な会議に出席し、意見を述べることができる体制となっている。

また、大学の管理運営に関する諸業務及び会計処理について、適切な助言と指導を得ており、監事監査

に当たっては、監査室が内部監査規則に基づき、監事と連携を図りながら監事の補助業務を行っている。 これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-5 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務系職員は、他大学・機関との連携による階層別の研修、人事院等の外部機関研修、学内では課長補 佐及び係長相当職を対象とした職員啓発研修を実施している。幹部職員については国立大学協会等のセミ ナーや研修に参加している。また、学内においても放送大学、e-learning 等を利用した研修のほか、職員 啓発研修を実施している。

さらに、国際対応能力を身に付けさせ、語学能力の向上を図るため、事務系職員を海外の重点交流大学 等へ教員とともに派遣し、交流機関の運営体制等の調査をさせている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該国立大学法人の目的、業務の範囲、組織及び管理運営の基本となる事項を定めるため「国立大学法 人東京海洋大学管理規則」を制定している。管理運営に関わる役員等及び部局長の選考、職務、権限等に ついては、この規則及びこれに基づき整備された諸規則等に定められている。

また、中期目標において、管理運営に関する基本方針は「意思決定機構の簡素化等により効率的運営を 行うとともに、学長がリーダーシップを発揮できるような機動的な管理運営体制を整備する。」と掲げてい る。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備 されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と 権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況に関する情報を一元化された管理体制で蓄積し、教職員及び学生が必要に 応じてアクセスできるシステムである大学のウェブサイトへ、以下の事項の掲載を行っている。

- 1. 大学の理念、教育の目標、中期目標・中期計画、年度計画
- 2. 大学の活動状況に関するデータ・情報は、法人に関する情報として、国立大学法人法及U独立行政 法人通則法に規定する公表事項
- 3. 役員会、経営協議会、教育研究評議会の活動状況については議事要録
- 4. 教育・研究者総覧、シラバス、入学試験情報等

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、 大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価の実施体制として、大学評価委員会を設置し、企画・評価課がこの事務を担当している。 大学評価委員会は、各委員会の自己点検・評価に基づき、大学全体の目的や中期目標に係る計画の進捗状況を調査・分析し、必要に応じてヒアリングを実施している。この結果は、以下の報告書、自己評価書に纏められるとともに、役員会及び経営協議会に報告される。

具体的には、文部科学省国立大学法人評価委員会が実施する中期目標期間の各事業年度に係る業務の実績に関する評価を年度ごとに受けるとともに、当該評価の報告書作成を通して、年度内に2回、自己点検・評価を実施している。自己点検・評価結果として、年度計画の中間時点での進行状況を自主的に点検・評価した結果である『中間実績報告書兼自己評価書』及び、年度末に年度計画の取組状況を自己点検・評価した結果である『事業年度に係る業務の実績に関する報告書』を作成している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

学内限定ウェブサイトに『中間実績報告書兼自己評価書』を掲載し、教職員に周知している。また、ウェブサイトに平成 16~18 年度までの『事業年度に係る業務の実績に関する報告書』及びこれに対する文部科学省国立大学法人評価委員会による事業年度に係る業務の実績に関する評価結果を掲載し、社会に対して広く公開している。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

自己点検・評価の結果である当該事業年度に係る業務実績に関する報告書は、提出前に外部の有識者が 加わる経営協議会、役員会において審議、検証を受けており、業務実績報告書は文部科学省国立大学法人 評価委員会で検証を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

大学評価委員会委員は、各部局から選出されており、審議内容が各部局の教職員に対して効率的に伝わるような体制となっている。

大学全体として、自己点検・評価結果や外部評価の指摘事項は役員会や教育研究評議会を始め、各種の 組織や委員会において検討を行うなど、必要に応じて具体的な改善措置を講じている。

その一例として、平成 17 年度に、文部科学省国立大学法人評価委員会より受けた「人事評価システムの本格実施に関するスケジュール設定が求められる」との指摘に対応して、個人活動評価指針を策定するとともに、各教員が直接ウェブ上から入力できる「教育・研究等データベースシステム」を構築し、平成18~19 年度にわたり、自己評価と部局の活性化を目的とした評価(試行)を実施し、平成21 年度から本実施することとしている。このデータベースシステムを利用して、平成19 年度には、給与等の処遇評価を実施している。また、事務職員の評価についても、処遇評価を実施している。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

く参 考>

i 現況及び特徴(対象大学から提出された自己評価書から転載)

1 現況

- (1) 大学名 東京海洋大学
- (2) 所在地 東京都港区

(3) 学部等の構成

学部:海洋科学部,海洋工学部研究科:海洋科学技術研究科

関連施設:社会連携推進共同研究センター

水圏科学フィールド教育研究センター

情報処理センター

先端科学技術研究センター

(4) 学生数及び教員数(平成20年5月1日現在)

学生数:学部2,077人,大学院685人 専任教員数:240人,助手数:19人

2 特徴

本学は、海洋国日本の唯一の海洋系大学であり、海洋に関わる総合的教育研究拠点として、これまでの教育研究における伝統と個性・特徴を更に発展させ、学際分野・先端的分野等の新たな教育研究分野の創出を目指すとともに、人類の共有財産である海の姿と恵みと役割を次代に確実に引き継ぐことを使命として、平成15年10月に東京商船大学と東京水産大学が統合して誕生した伝統のある新しい大学である。

統合時の教育組織は、2学部7学科(海洋科学部4学科,海洋工学部3学科),水産教員養成課程,水産専攻科,乗船実習科,大学院海洋科学技術研究科(博士前期課程5専攻,博士後期課程2専攻)であった。その後平成19年4月に大学院海洋科学技術研究科に食品流通安全管理専攻の博士前期課程を、平成20年4月に海洋管理政策学専攻の博士前期課程を設置し、現在に至っている。

本学は、海洋の活用・保全に係る科学技術の向上に資するため、海洋を巡る理学的・工学的・農学的・社会科学的・人文科学的諸科学を教授するとともに、これらに係わる諸技術の開発に必要な基礎的・応用的教育研究を行うことを目指しており、学部においては、豊かな人間性と国際的視野及び自然と共生する心を持つ実践的・創造的かつ指導的技術者の育成を目指し、大学院においては、次の時代を先導する先端的な研究を行い、透徹した物を見る眼、繊細で暖かな感性、多元的な思考能力、グ

ローバルな視野をもつ技術者,研究者の養成を目指している。また,本学は地域社会との連携,国内及び国際社会に開かれた大学を目指している。本学の特徴は次のとおりである。

- ①学部入学定員は、海洋科学部が275名、海洋工学部が175名の計450名である。大学院入学定員は博士前期課程が190名、博士後期課程が40名で、水産専攻科が40名、乗船実習科が70名である。
- ②アドミッション・ポリシーを定め、一般選抜(前期・ 後期),特別選抜(A0入試,帰国子女,中国引揚者等 子女,社会人,推薦,専門高校・総合学科卒業生選 抜)を実施している。
- ③我が国唯一の海洋に関する専門大学の学生としてのアイデンティティを持たせ、海に関する幅広い知識と興味・関心を育むことを目的として海に関わる全学共通科目(必修)を開設している。
- ④海洋科学部全学科の教育課程は、JABEE認定を受けた旧東京水産大学水産学部に引き続きJABEEの認定を受けている。
- ⑤現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)に平成16年度は「食品流通の安全管理教育プログラムの開発」,平成17年度は「海事英語学習・評価プログラム」が採択され,前者は大学院博士前期課程の新専攻設置に発展した。平成19年度は「水圏環境リテラシー教育推進プログム」が採択された。
- ⑥水産系の高等学校6校と高大連携協定を締結し、本学 教員の出張講義の実施とともに学部の特定授業科目を 公開講座として連携協定校の学生に開講している。
- ⑦同窓会, 関連学会と連携し, 合同企業説明会の実施等 多様な就職支援を行っている。
- ⑧附属練習船を活用し、国際共同研究、企業との合同研究等多様な調査研究を実施するとともに、子ども対象の体験教室、高校生以上対象の公開講座等の地域貢献事業を実施している。
- ⑨大学院では、(独)水産総合研究センター等4機関と 連携し、教育研究の一層の充実と大学院学生の資質向 上を図っている。
- ⑩留学生のために大学院に英語の授業のみで修了できる 博士後期課程英語特別コースを設置している。

ii 目的(対象大学から提出された自己評価書から転載)

東京海洋大学の理念

我が国をはじめとする人類社会の持続的な発展を今後とも維持・促進するためには、人類の共有財産である海をグローバルな視点(国際感覚)でとらえ、環境保全(環境感覚)を図り、自然との共生(共生感覚)のもと、海洋の利活用を考究しなければならない。

東京海洋大学は、このような考えを基本に据え、海洋の活用・保全に関する科学技術の向上に資するため、海 洋資源の確保、海上輸送技術の高度化、環境保全、海洋政策、水産食資源(食品)の安全な利用・開発、ロジス ティクス等に関する教育研究を総合的に行うとともに、新たな海洋産業の振興・育成が今世紀における世界経済 発展のための主要課題の一つであるとして、これら分野における学際的、先端的研究を行うこととしている。

このことから、大学が掲げる理念は、次のとおりとした。

海洋の活用・保全に係る科学技術の向上に資するため、海洋を巡る理学的・工学的・農学的・社会科学的・人文科学的諸科学を教授すると共に、これらに係わる諸技術の開発に必要な基礎的・応用的教育研究を行う。

教育の目標

- 1. 海洋(河川湖沼を含む。)に対する科学的認識を深化させ、自然環境の望ましい活用方策を提示し、実践する能力を培う。
- 2. 論理的思考能力を開発し、状況に応じた適切な判断力と責任感を持って行動する能力を養う。
- 3. グローバル化した諸課題について理解と認識を深め、21世紀社会におけるリーダーとして求められる実践 的指導力を養う。
- 4. 豊かな人間性と専門的知識・技術と幅広い教養を身につけるとともに自発的に課題を探求し、問題を解決する研究能力を開発する。
- 5. 国際交流の基盤となる幅広い視野・能力と文化的素養を身につける。

教育研究組織

- 1. 教育研究組織の基本的な考え方
- (1) 本学は、理念のとおり、海洋国日本の唯一の海洋系大学として新生した海洋に係る教育研究拠点である。 ここでは、新大学としての新しい人材養成の目標のもと、旧両大学が持っている人的・知的資源を活用し、相互 に補い合うことにより、現在、地球的規模で生じている海洋に関する諸問題の解決を目指して、関連諸科学、技 術について、理学的、工学的、農学的、社会科学的、人文科学的、学際的視点から考究し、新たな教育研究分野 を創出し、それらを人材養成の中核に据えようとするものである。
- (2) このことから、学部では、海を「食料供給源・地球環境維持・保全の場とする分野」と「物資を輸送し、工学的に活用する場とみる分野」の大きく2つの視点からとらえ、それを教育研究分野とする「海洋科学部」「海洋工学部」の2学部構成とした。大学院については、我が国唯一の海洋に関する教育研究拠点として、2つの学問分野に共通する「海洋科学技術」をキーワードに、時代や社会の変化に機動的に対応でき、総合的、学際的かつ先端的な教育研究指導を行い得る一大研究科(区分制博士課程)に再編・統合した。博士前期課程は、「海洋生命科学」、「食機能保全科学」、「海洋環境保全学」、「海洋管理政策学」「海洋システム工学」、「海運ロジスティクス」「食品流通安全管理」の7専攻構成とし、博士後期課程は、「応用生命科学」、「応用環境システム学」の2専攻構成としている。

① 学部教育

(一) 本学は海洋に関わる総合的教育研究拠点として、学部教育では、①幅広く深い教養の上に立って社会の 全体像を眺められる総合的判断力を持ち、②自ら判断して実行して行く実践力に富む人材、③それぞれの分 野に関連する高度な知識と技術を修めた国際的にも通用する人材を養成する。

- (二) 上記の課題を実現するため、教養教育では、特に海洋に関する我が国唯一の大学としてのアイデンティティを新入生に持たせるための科目を開講するとともに、国際的に通用する人材育成の基本としての国語力と表現力、英語力やコミュニケーション能力、現在の日進月歩の技術が社会の中で均整のとれたものとなるための技術者としての倫理観の陶冶等、基礎学力の一層の向上を目指した取組みを行う。
- (三) また、専門教育、実験・実習を通じて、合理的な思考方法を学ばせる他、漕艇、遠泳、練習船等による 航海等の体験活動を通じた精神的基盤の涵養を図り、これらを通じた課題探求と問題解決の能力を養う。

② 大学院の教育

(一) 博士前期課程

大学院博士前期課程では、学部の専門基礎教育に立脚した高度専門職業人を養成する。なぜなら、めざましい進歩を遂げている産業社会では、新しい技術による解析、診断、応用技術が求められており、学部教育では十分にトレーニングすることは難しいからである。このため、博士前期課程修了者が社会の先端で力を発揮できるように技術修得を図る。また、既に現場技術者として従事している者に対するブラッシュアップ教育を組織的に行う。

(二) 博士後期課程

大学院博士後期課程では、先端領域を切り拓く自立した高度専門職業人や研究者を養成する。外部機関と 積極的な連携・交流を行い、海洋に関する先端領域で、時代や社会の変化に対応し、国内外で活躍できる人 材を養成する。

(三)このために、本研究科では、大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例を今後とも活用するとともに、引き続き社会人ブラッシュアップ教育への対応の充実を図り、当該分野の社会人再教育へのニーズの高まりに積極的に応えていくこととしている。さらに、留学生を積極的に受入れるとともに、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人海洋研究開発機構との連携方式による大学院の拡充を図り、引き続き外部資金による寄附講座を設置し、産官学共同による教育研究体制の充実を図る。

iii 自己評価の概要(対象大学から提出された自己評価書から転載)

基準1 大学の目的

平成15年10月に東京商船大学と東京水産大学が統合して誕生した本学は、学則の第1条に大学の目的を明示し、また、大学院学則第1条、同第3条第2項、第3項に大学院の目的及び博士前期課程、博士後期課程それぞれの目的を明示している。各学部・研究科においては、学科・専攻ごとに教育研究上の目的を規則で明確に定めている。また、中期目標に基本的な目標、教育に関する目標を定めている。

大学の理念・目標においては、豊かな人間性と専門的な知識・技術と幅広い教養の涵養、国際交流の基盤となる幅広い視野・能力、文化的素養の涵養、自然との共生、グローバル化した諸課題について理解と認識を深め、21世紀社会におけるリーダーとして求められる実践的指導力の養成を掲げている。

これらは、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」とした学校教育法第83条の規定及び「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする。」とした同法第99条第1項の規定に適合するものである。

また、大学の理念、教育の目標、中期目標をホームページに掲載することによって教職員及び学生並びに社 会に対して公表している。

さらに、教職員及び学生に対しては、大学の理念、教育の目標を掲載した大学概要を全教職員に、学生生活 ガイドを入学生に、大学院履修要覧を大学院入学生に配布することによって、さらなる周知を図っており、加 えて学生には、学年始めのガイダンスの際、大学の理念、教育の目標が掲載された冊子を配布し、周知を図っ ている。

社会への周知については、ホームページへの掲載の他、大学ガイド(入学案内)や大学概要を高等学校や産業界へ配布するとともに、教職員等による高等学校訪問時やオープンキャンパスにおいて配布することによって広く周知を図っている。

以上のように、大学の目的は、教職員及び学生に対してはもちろんのこと、社会に対しても広く周知する努力がなされていると判断する。

基準2 教育研究組織(実施体制)

本学の教育研究の目的を達成するために、海洋科学部及び海洋工学部の2学部を置いている。海洋科学部は、海洋環境学科、海洋生物資源学科、食品生産科学科及び海洋政策文化学科の4学科と水産専攻科で構成され、海洋工学部は、海事システム工学科、海洋電子機械工学科及び流通情報工学科の3学科と乗船実習科で構成されており、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

教養教育については、副学長(教育・厚生補導担当)を長とする「全学教育委員会」が学部教務委員会及び 学部教養・基礎教育委員会と連携して、教養・基礎教育のカリキュラム管理や教育内容・方法等の開発・改善 を継続的、効果的に推進している。

大学院は区分制博士課程として,海洋科学技術研究科の1研究科を置き,博士前期課程については,海洋生命科学,食機能保全科学,海洋環境保全学,海洋管理政策学,海洋システム工学,海運ロジスティクス,食品流通安全管理の7専攻で構成し、学部の専門基礎教育に立脚した高度専門職業人の養成を行っている。博士後期課程については、応用生命科学、応用環境システム学の2専攻で構成し、先端領域を切り拓く自立した高度専門職業人と研究者の養成を行っており、大学院の目的を達成する上で適切なものとなっている。

本学に設置している全学的センター及び学部附属施設等は、本学の教育研究目的を達成する上で必要な役割

を担っており、適切な構成となっている。特に練習船は、本学の目的を達成する上で、極めて重要な役割を果 たしている。

教育活動に係る重要事項を審議する組織としては、大学全体として教育研究評議会が、学部・研究科においては教授会あるいは代議員会が定期的に開催され、教育活動に係る重要事項を審議するとともに、全学教育委員会、各学部・大学院教務員会がカリキュラムの企画・立案等、具体的な点検・改善を行っている。

以上のように、教育研究組織は適切に整備されており、効果的に機能していると判断する。

基準3 教員及び教育支援者

平成16年度から,全学人事委員会で教員人事と選考に関する基本方針等を策定し,教育組織を編制している。 併せて,学長裁量定員制度を導入,10名の教員枠を確保し,プロジェクト型研究の推進,大学院等の整備に 活用している。

大学の目的及び教員組織編制方針・採用基準に従って、適切な採用と昇任を実施しており、教育課程を遂行するのに必要な専任教員、研究指導教員等を確保している。

教員の採用は原則公募制を採っており、任期制についても計画的に導入している。教員組織の年齢構成はバランスがとれ、民間企業等経験者を含めて、教員を適切に採用、配置している。女性教員の採用についても、若手研究者の育成とともに積極的に取り組んでいる。

教員の教育活動に関する評価については、授業改善の具体例を記入する項目を含む教員の個人活動評価データベースシステムにより、個人活動評価を実施し、評価結果を教員にフィードバックして教員の質の向上を図っている。

また、研究活動と担当授業科目の内容は関連しており、教育の目的を達成するための基礎として、教員は教育内容等と関連ある研究活動を行っている。

教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者を適切に配置している他、実験補助等の教育補助者として TA を活用している。

以上のように、適切に採用・昇任された教員及び教育支援者によって、活性化された教員組織編制がなされていると判断する。

基準4 学生の受入

大学の理念・教育の目標に沿って入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を学部で、大学院では専攻ごとに明確に定め、大学ホームページ、学生募集要項等に掲載し、広く社会に公表している。学部・大学院ともに多様な入学者選抜方法を取り入れ、アドミッション・ポリシーで明記している学生像に沿った学生を受け入れている。留学生、社会人、編入学生に対しても、学部・大学院ともに一般選抜と同じアドミッション・ポリシーの下に学生を受け入れている。また、入学者選抜に関する準備及び実施は、入試関連委員会、教授会、代議員会、教育研究評議会における取り決めに従って、入学試験担当職員との連携の下、全学をあげた取組として適切な実施体制により、公正かつ厳格に行われている。

このことから、学生の受入れは適切に行われていると判断する。

基準5 教育内容及び方法

〈学士課程〉

学部の教育内容及び教育方法は、以下の現況により適正であると判断する。

本学の教育課程は、総合科目、基礎教育科目、専門科目で編成しており、導入教育から卒業教育まで段階的 かつ体系的な教育を行っている。また教職科目を設けて学生の多様なニーズに応えている。教養教育(総合科

目及び基礎教育科目)には5つの目標を設定し、その目標を達成するために授業を開講している。専門科目は 各学部の教育目標に沿った授業を体系的に準備している。

教育課程の編成と履修方法については学生の多様なニーズや社会の動向にも対応できるように、国内外の提携大学との単位互換を実施し、TOEFL等の資格試験、インターンシップ等も単位認定の対象にしている。また社会的要請の強い政策課題に対応した取組として、平成16年度「食品流通の安全管理教育プログラムの開発」、平成17年度「海事英語学習・評価プログラムの開発」、平成19年度「水圏環境リテラシー教育推進プログラム」が現代GPに採択され、平成16年度に採択された「食品流通の安全管理教育プログラムの開発」は、そこで開発された教育方法であるケース・メソッドを継承しつつ、その内容の充実を図るため大学院「食品流通安全管理専攻」の平成19年度からの設置へと発展させた。

単位の実質化のために CAP 制度を導入し、自主的な授業時間外学習の時間を確保している。また、ガイダンス等は入学時から学年進行に伴って適切に行っている。シラバスについては単位数等の基本情報の他、「授業の目的及びねらい」、「授業の計画」、「成績評価の方法」「テキスト・教材・参考書」「授業科目区分」「授業形態」「低年次履修の可否」等の情報を網羅して、冊子、ホームページ上で公開している。

学力不足の学生については、クラス別編成や必要に応じて個別指導や補習授業等を行っている。

成績評価基準等は、「履修の手引き」やシラバス等で学生に周知しており、評価は公正に行われている。評価 に対し、学生からの申し立てに対し、適正に応じる体制がとられている。

〈大学院課程〉

海洋科学技術研究科の教育内容及び教育方法は、以下の現況により適正であると判断する。

本研究科は、博士前期課程7専攻、博士後期課程2専攻で構成されており、それぞれの専攻に教育課程の編成に十分な授業内容(講義、実験・演習等の量と質)が備えられている。また、連携大学院方式を利用した講義等によって授業内容の一層の充実を図っている。

「大学院履修規則」での修了要件の明示,単位の実質化への各種取組,実験施設を用いた実験,各地のフィールドセンターや練習船を用いた演習・実習の充実,複数の指導教員による研究指導体制,TAやRAの活動を通しての学生の能力育成,成績評価基準や修了認定基準の学生への周知と評価基準の公開等,本研究科は研究科が目的とする学問分野及び職業分野の期待に応えるに十分な教育内容及び教育方法を有しており,また実践している。

さらに、社会のニーズに応え得る高度専門職業人育成のための教育プログラム開発として、平成 18 年度には 文部科学省「魅力ある大学院教育イニシアティブ」に『海洋観測・生物資源調査の実践教育強化』が、平成 19 年度には同「大学院教育改革支援プログラム」に『研究・実務融合による食の高度職業人養成』が採択されて おり、さらに、平成 18 年度には文部科学省教育改革プログラム「海産食品の安全・安心に関する実践的教育研 究の形成」事業も受け、本学研究科の目的達成に向けた取組をより一層充実させている。

以上のことから、学士課程においても、大学院課程においてもその教育内容及び方法は適正なものと判断する。

基準6 教育の成果

本学の教育の成果は、教育理念・目標に沿った教育課程の実践によって、卒業(修了)生や就職先から高く評価されており、教育の成果が上がっていると判断する。

大学の目的に沿って,卒業(修了)生が身に付けるべき学力,資質・能力や,養成しようとする人 材像についての方針を策定し,受験生,学部生,大学院生に対して様々な広報手段を用いて明示してい る。

教育成果・効果の達成状況は、FD 委員会において、学生による授業調査、卒業(修了)生によるカ

リキュラム評価,卒業(修了)生及び就職先に対するアンケート調査等の手段を用いて調査,検証,分析され,教育改善に結びつけられている。単位・学位取得状況からみると,ほとんどの学生が意図する学力を身に付けて,卒業,修了している。また,資格取得状況から,各学部等の教育目標に沿った専門性を所定の年限で身に付けていると判断する。カリキュラム評価や満足度調査等の各種調査において,総合的に高い評価を得ていることから,本学の意図する教育の成果は上がっていると判断する。卒業生及び修了生が上位の教育課程に進学する割合が高いことは,大学院機軸大学を目指している本学の目的に沿うものである。さらに,卒業(修了)生の就職状況や就職先による卒業(修了)生に対する高い評価の結果は,教育課程の特徴と個性を反映した教育の成果が現れているものと判断できる。

基準7 学生支援等

授業科目の選択のために、シラバスの充実を図り、学生支援教員等を通して詳細なガイダンスを行っている。 また、新入生に対しては、特にきめ細かなオリエンテーションを実施している。

学生支援教員制度は入学時から4年次まで学生を支援する重要な柱となっている。また、オフィスアワー、 指導教員制度等の設置で学習相談を充実し、きめ細かな相談体制を整備している。

学長と学生との懇談会の開催や「なんでも相談窓口」の設置等の多様な取組を行い、学習支援に関する学生 のニーズを把握することに努めている。

留学生等特別な支援が必要と考えられる者に関しては、個別事情に応じた細やかな対応による適切な学習支援を行っている。

サークル活動に対する環境整備,表彰等を通して積極的に課外活動を支援しており,学生の要望に対しては 可能な範囲で迅速に対応している。

オフィスアワー,学生支援教員及び指導教員等の協力を得て,全学的な相談体制をとっている。また,「なんでも相談窓口」,保健管理センター,就職支援室においてきめ細かく相談に応じている他,ハラスメントの相談体制等を整備している。これらの相談体制は十分機能している。

学生の経済面の援助については、外部奨学金制度の活用の他、本学独自の奨学金制度も創設しており、この 取組は優れていると判断する。授業料免除に関しては、免除制度の他、授業料徴収猶予や月割分納の制度を設 けている。また、より多くの学生への適用を可能とするため、実施額に占める全額免除と半額免除の割合がほ ぼ同程度になるよう選考について配慮している。

学生寮の入居率に関しては特に朋鷹寮(個室タイプ)が97.5%で、入寮希望者のニーズを適格にとらえている

以上のことから、本学の学生支援等は適切に行われていると判断する。

基準8 施設・設備

本学は、大学設置基準を上回る校地・校舎面積を有し、それらを有効に活用した教育研究が行われている。 施設・設備については、本学の目指す海洋の利活用や保全に係る実験や実習のために、練習船、水圏科学フィールド教育研究センター、海洋生物学実験室、食品工学実験室、情報通信工学実験室、内燃実験室等がある。 学生・教職員にそれらの利用規則を配布するとともに、ホームページ上でも公表している。その他、情報処理を利用する教育・研究の支援を行っている情報処理センター、専門性の高い図書、学術雑誌、他大学にはない貴重な資料を備えた附属図書館が両キャンパスで利用されている。

また、キャンパスマスタープランを策定し、施設整備の目標を掲げるとともに、施設の有効活用を図るため 「施設の有効利用に関する申合せ」や「教育研究共用スペース運用に関する申合せ」等を定め、共同利用スペースの確保や施設利用の見直しを進めている。

以上の状況から、本学の教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備、図書等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていると判断する。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況についての活動実態を把握する組織として、全学教育委員会、FD委員会、各学部教務委員会、大学院教務委員会があり、各学部教務委員会及び大学院教務委員会を中心に、卒業・留年者数及び単位認定状況、教育実習参加状況及び学位・免許の取得状況等の全学的な教育活動の実態を示す資料について、大学として常に把握できる体制にある。

学生の意見聴取に関しては、FD 委員会を中心に、毎学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果を教員にフィードバックしている。大学に対する要望や満足度では、卒業(修了)予定者を対象にカリキュラム評価を実施し、調査結果は、教員の自己点検及び大学評価の判断材料の一つとして有用に用いられている。各教員レベルではオフィスアワーの時間を設定するとともに、指導教員及び学生支援教員が学生からの質問や相談に応じる体制にある。また、毎年、学長と学生の懇談会を行っている。

教育の質の向上に関するシステムについては、FD 委員会と全学教育委員会を中心に、教育活動に関する自己 点検・評価のシステムを立ち上げている。教員の個人活動評価データベースには教育の改善実績の項があり、授業改善事例を不断の取組として記入することになっている。各教員はこのようなシステムの中で、授業内容 や方法の改善を行い、教育の質の向上を図っている。また、授業改善の具体的な取組から生まれたケース・メソッドによる協働学習法を本学に適した教育方法に改善して教育プログラム化して活用し、社会的教育ニーズへの対応として、現代的教育ニーズ取組支援プログラム(平成16年度「食品流通の安全管理教育プログラムの開発」、平成17年度「海事英語学習・評価プログラムの開発」、平成19年度「水圏環境リテラシー教育推進プログラム」)、平成18年度に魅力ある大学院教育イニシアティブ「海洋観測・生物資源調査の実践教育強化」、平成19年度に大学院教育改革支援プログラム「研究・実務融合による食の高度職業人養成(実務対応型と研究論文作成型教育プログラムの融合)に応募し、採択された。また、平成18年度には文部科学省教育改革プログラム「海産食品の安全・安心に関する実践的教育研究の形成」事業も受けている。これらの取組には、FD活動による学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法・体制のもとに実施されていると判断する。

基準10 財務

本学資産の大部分は、国立大学法人化前に管理していた土地及び建物等を国からの出資として受けたものであることから、大学の目的に沿った教育研究活動が安定して遂行できている。また、債務の状況についても、返済の必要のないものであり過大となっていない。

経常的収入である学生納付金の大部分を占める授業料については、未納者に対する除籍の取扱いを規則改正により厳正化するとともに、収納方法についても、口座引き落としへ一本化する業務改善を行い、収納率向上に努めている。

また,外部資金については,積極的な導入に向けた取組を実施し,平成18年度においては,産学連携等研究で対前年度比14%, 寄附金で対前年度比10%の増収を実現している。中期計画の一部として平成16年度から平成21年度に係る予算,収支計画,資金計画について,学内関係委員会の検討を経て経営協議会,役員会で審議,決定され文部科学大臣に申請し認可を受けている。また,当該年度の予算,収支計画,資金計画については年度計画の一部として同様に学内関係委員会等の検討を経て教育研究評議会,経営協議会,役員会で審議,決定され文部科学大臣に届け出ている。さらに,中期計画,年度計画はホームページに公開し関係者に明示している。収支の状況については,毎月,収入・支出状況を作成するなど適切に収支状況を把握,管理し,予算責任

者に通知するとともに、経営協議会、役員会へも報告を行っている。収支決算、損益計算上からも損失は計上されておらず、支出超過とはなっていない。学内予算配分に当たっては経営企画室、財務委員会、経営協議会、役員会に諮り配分を行っている。毎年、運営費交付金が減額される中で学長裁量定員を措置するなど戦略的経費等の拡充を行いつつ教育研究活動に必要な経費を前年同額程度確保し配分している。財務諸表については、法令に従い、文部科学大臣に提出し、承認後遅滞なく官報に公告として掲載し、一般の閲覧に供するため事務局に書面を備えるとともに、ホームページにも掲載し、適切な形で公表している。財務に関する会計監査は、会計監査人から適正に行われているとの監査報告書が提出されており、本学の監事においても適正に行われているとの監査報告書及び意見書が提出されている。

基準 11 管理運営

管理運営組織は、学長と4名の理事で構成する役員会を設置するとともに、法令に基づく学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会を設置している。また、部局長会議を設置し、部局間の連絡調整を行うことにより機動的な大学運営を図っている。さらに、経営の根幹に関わる企画の立案・調整を機動的に行うために経営企画室を設置し、学長のリーダーシップの下、必要に応じて経営戦略等に係る重要事項についての企画立案及び調整を行っている。平成18年度には、大学の将来在るべき姿等を全学的に検討するための戦略会議を設置し、大学の中期計画を超える長期構想について検討・審議を行った。事務組織については、事務局に3部10課1室を置き、理事の担当業務の執行を支援する事務組織の所掌を明確にして業務処理に当たっている。

学外のニーズを反映させる方策として、役員会の非常勤理事・監事及び経営協議会の一部委員を各界の有識者で構成し、民間的発想に基づく大学経営に関して種々意見を聴いている。学内のニーズとしては、定期的に学長・理事との懇談会を開催するとともに、学生支援制度、オフィスアワー及び指導教員制度、「なんでも相談窓口」により、直接的に学生の意見・要望を把握するよう努めている。また、業務改善を検討する組織を立ち上げ、事務職員から業務の効率化等のアイディアを募集し、業務の改善を図っている。

本学では、非常勤2名の監事が、業務監査と財務・会計監査の担当別に分けて監査を行っており、大学の管理運営に関する諸業務及び会計処理について、適切な助言と指導を得ている。また、監事監査に当たっては、 学長直轄の監査室が内部監査規則に基づき、監事の補助業務を行っている。

職員の資質の向上のための取組として、事務系職員を対象に、他大学・機関との連携による階層別の研修、 人事院等の外部機関研修、海外重点交流大学等へ派遣、放送大学、e-learning 等を利用した研修等を実施している。

国立大学法人評価委員会が実施する中期目標期間の各事業年度に係る業務の実績に関する評価を年度ごとに 受けるとともに、当該評価の報告書作成を通して、年度内に2回、自己点検・評価を実施している。

自己点検評価の実施体制として、大学評価委員会及び企画・評価課を設置し、法人評価、法人評価を通じて 実施する自己点検評価、第三者評価、組織評価及び教員の個人評価並びに評価結果の分析と改善案の策定について審議している。

自己点検評価結果及び外部評価結果は、各種の組織や委員会において検討を行うなど、必要に応じて具体的な改善措置を講じるとともに、大学ホームページ及び学内限定ホームページに掲載し、学内外に公表している。